

# **第6次山元町総合計画（案）**

## **（基本構想・基本計画）**

**宮城県山元町**



## 目次

### 第1編 総論

---

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 総合計画策定の趣旨                     | 2  |
| 1 計画策定の意義                         |    |
| 2 総合計画の構成と期間                      |    |
| 第2章 国内の社会情勢と本町の現状                 | 4  |
| 1 国内の社会経済動向                       |    |
| 2 本町の現状                           |    |
| 第3章 「山元町震災復興計画（第5次山元町総合計画）」の進捗と課題 | 13 |
| 第4章 町民の意向と期待（町民アンケート調査結果）         | 17 |
| 1 アンケート実施概要                       |    |
| 2 アンケート調査結果総括                     |    |
| 第5章 まちづくりの戦略課題                    | 19 |

### 第2編 基本構想

---

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 第1章 まちづくりの基本理念        | 23 |
| 第2章 本町が目指す将来像         | 25 |
| 1 まちの将来像              |    |
| 2 将来人口フレーム            |    |
| 第3章 まちづくりの基本方針（施策の大綱） | 28 |
| 【第6次山元町総合計画基本構想の構成】   | 32 |

**第3編 基本計画**

|                                                    |           |
|----------------------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 健やかなくらしをともに支えるまちづくりに取り組みます</b>              | <b>33</b> |
| 1-1 子育て環境                                          |           |
| 1-2 保健・医療                                          |           |
| 1-3 障がい福祉                                          |           |
| 1-4 高齢者福祉                                          |           |
| <b>第2章 地域の資源を生かした産業の振興と<br/>活力あふれるまちづくりに取り組みます</b> | <b>39</b> |
| 2-1 農林水産業                                          |           |
| 2-2 商工業                                            |           |
| 2-3 観光・交流                                          |           |
| 2-4 移住・定住                                          |           |
| <b>第3章 のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます</b>              | <b>49</b> |
| 3-1 学校教育                                           |           |
| 3-2 生涯学習                                           |           |
| 3-3 文化財                                            |           |
| 3-4 スポーツ・レクリエーション                                  |           |
| <b>第4章 快適な生活を支える、<br/>コンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みます</b> | <b>57</b> |
| 4-1 防災・減災                                          |           |
| 4-2 防犯                                             |           |
| 4-3 交通安全                                           |           |
| 4-4 都市整備                                           |           |
| 4-5 公共交通                                           |           |
| 4-6 上下水道                                           |           |
| <b>第5章 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます</b>                   | <b>66</b> |
| 5-1 環境保全                                           |           |
| 5-2 廃棄物・循環型社会                                      |           |
| 5-3 地域コミュニティ・協働                                    |           |
| 5-4 行財政運営                                          |           |
| <b>資料</b>                                          | <b>77</b> |
| 資料-1                                               |           |
| 資料-2                                               |           |
| 資料-3                                               |           |



# 第 1 編 総論

イメージ

## 第 1 章 総合計画策定の趣旨

### 1 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

総合計画は、自治体運営の基本的な指針として、本町のあらゆる計画や施策の基礎となり、まちの将来像とその実現に向けた施策及び施策の進め方を示すものです。

これまで本町においては、第 4 次山元町総合計画（平成 11 年度～平成 22 年度）の計画期間満了時に東日本大震災に見舞われたことから、第 5 次山元町総合計画を山元町震災復興計画（平成 23 年度～平成 30 年度）と兼ねて策定し、後世に誇れるまちづくりを目指して、計画期間の 8 年間に、一般会計予算で 50 年分に相当する膨大な復旧復興事業に加え、震災前からの課題であった人口減少・少子高齢化、にぎわいづくりにも果敢に取り組んできました。

町民生活や産業などの復興が進む中、常磐自動車道の全線開通及び山元南スマート IC※の供用開始のほか、内陸移設した J R 常磐線の運転再開といった広域交通の条件が整い、また、被災した沿岸農地の大区画化が進むなど、本町を取り巻く社会情勢や経済状況は大きく変化しています。加えて、震災を契機に育まれた全国とのつながりが大きな励みとなり、全国的なネットワークが形成されつつあります。そして、本町においても、国際化・情報化の一層の進展、環境保護及び自然災害に対する防災意識の高まりが進む中で、これら目まぐるしい環境変化に適切に対応しながら、町民一人ひとりの生活の質をより一層高めていくための幅広い取り組みが必要となっています。

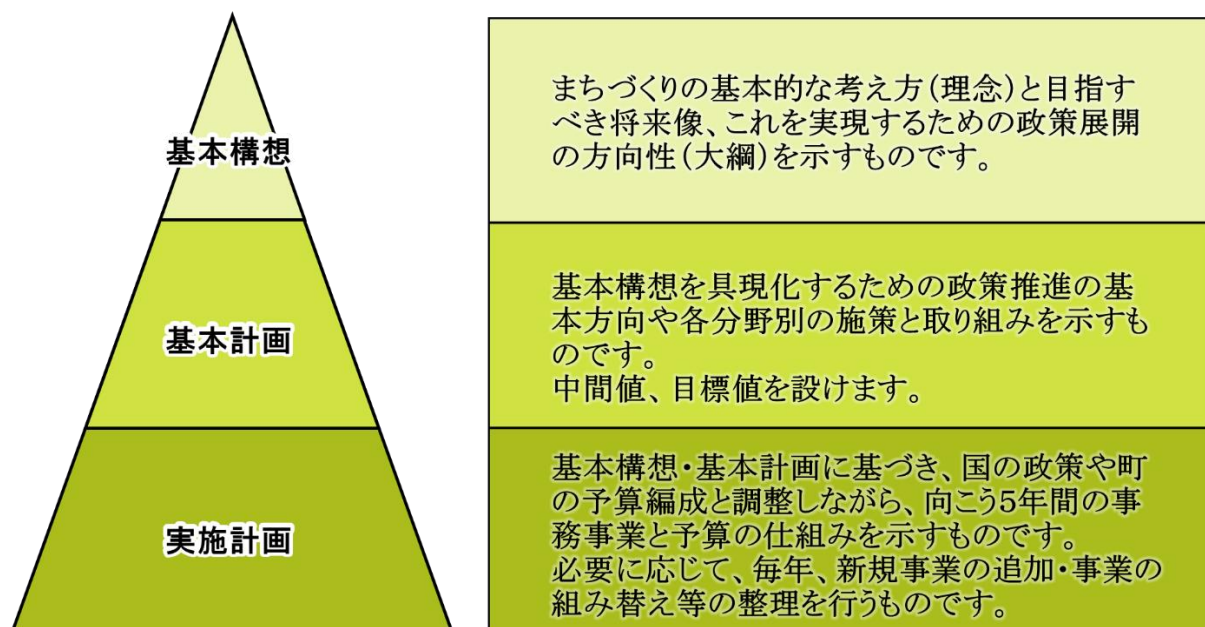
その一方で、平成 23 年 8 月施行の地方自治法の改正では、地方分権改革推進の 1 つとして、地方自治体における総合計画策定の義務付けが廃止され、個別自治体の判断するところとなりました。しかしながら、ますます人口減少と少子高齢化が進む中で、多様化する行政需要に公平かつ公正に対応しつつ、自立した自治体として健全な行政運営をしていくことが求められています。

復興まちづくりが最終ステージを迎える中、引き続き本町では、これまでの震災復興における事業の継続性も加味しながら、前計画の成果を最大限に生かし、改めて町の置かれた現状と課題に向き合って各種事業を効果的かつ効率的に実施し、将来にわたって持続可能まちづくりを進める必要があります。本計画においては、町政運営の指針となる基本的な考え方や目標を定めることとし、令和元年度を初年度とする「第 6 次山元町総合計画」を策定いたします。

※印のついた用語は、用語解説で用語説明をしています。

## 2 総合計画の構成と期間

### (1) 総合計画の構成



### (2) 総合計画の期間



## 第2章 国内の社会情勢と本町の現状

### 1 国内の社会経済動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

#### (1) 本格的な人口減少・超高齢化社会の到来

「日本の将来推計人口（平成 29 年（2017 年） 国立社会保障・人口問題研究所）」によると、今後、日本の人口は長期にわたる減少局面に突入し、令和 17 年（2035 年）には 1 億 1,521 万人、令和 35 年（2053 年）には 1 億人を割り込むと予測されています。さらに、年金・医療・介護・福祉といった社会保障※制度の主たる受益者である 75 歳以上人口は、平成 27 年から令和 17 年（2035 年）の間に、1,632 万人から 2,259 万人と約 1.4 倍（627 万人増）に大きく増加することが想定されています。

このような世界にも類を見ない人口減少・超高齢化社会の到来は、地域経済や社会の安定・成長を大きく損なうとともに、これまで多くの現役世代に支えられていた社会保障制度の揺らぎを招くなど、極めて多岐にわたる面で日本全体がかつて直面したことのない深刻な問題・課題を引き起こすことが懸念されます。

#### (2) 地方創生

厳しい将来見通しのもと、政府一体となって、人口減少・超高齢化という直面する大きな課題に取り組み、国民が誇りを持ち、将来に夢や希望を持てる、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、「『東京圏一極集中』を是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」の 3 つの視点を基本に、魅力あふれる地方を創生し、地方への人の流れをつくることを目的とし、国は、意欲と熱意のある地域の取り組みを情報、人材、財政の三つの側面から支援を行っています。

#### (3) IoT※やビッグデータ※、人工知能（A I）※等の技術革新

現在「第 4 次産業革命」とも呼ぶべき、IoT やビッグデータ、ロボットや人工知能（A I）※等による技術革新が、従来にないスピードで進行しています。こうした技術革新は、小売業における需要予測の精度向上、農業における生産性の向上、新たな予防・健康増進サービスの創出などにつながることを期待されていますが、一方で、人の行っている仕事が、ロボットや人工知能（A I）に置き換わる可能性が高いと予想されています。

#### (4) 持続可能な社会づくりに向けた取り組みの強化

地球環境や経済活動等に関して、人々の営みを持続可能なものとするため、平成 27 年 9 月、国連加盟国は、平成 28 年（2016 年）～令和 12 年（2030 年）の 15 年間で取り組むべき内容として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:



SDGs※)」を国連総会において全会一致で採択しました。この SDGs では、17 の目標と、それらを達成するための 169 のターゲットが設定されており、経済、社会、環境などあらゆる分野において統合的に取り組むことが求められています。

#### **(5) インバウンド※の拡大、外国人雇用、働き方改革※**

世界最大級のスポーツの祭典である東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、交通網等のインフラ※整備の進展や外国人観光客の増加をはじめ、多くの分野で新たな発展や質的向上をもたらし、日本経済全体にとって多大な波及効果が期待されています。これを契機にインバウンドの拡大や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後を見据えて、訪日外国人観光客や外国人労働者が活躍できる環境整備を推進することが重要となります。

また、我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口※の減少」「育児や介護との両立」など、働き方のニーズの多様化に直面しています。こうした中、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが重要な課題になっており、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することが求められています。

#### **(6) 「物の豊かさ」から「こころの豊かさ」へ**

時代の変化に伴い、個人の価値観やライフスタイルは多様化し、経済的な「物の豊かさ」よりも、ゆとりや安らぎといった「こころの豊かさ」が求められるようになるとともに、集団行動や画一性・均一性を重視する従来の価値観とは違った、一人ひとりの自由な考え方や個性が尊重される社会への転換が進んでいます。

個々の価値観が受け入れられることで、個性と能力を十分に発揮できる社会や、誰もが社会とのつながりを持ち互いに助け合う社会を実現することが必要になっています。

#### **(7) 高齢者向け医療・介護、生活支援サービスの需要の高まり**

令和 7 年（2025 年）には、団塊の世代がすべて 75 歳以上となり、人口・世帯ともに高齢者が大きな割合を占めることとなります。生活に安心を与えるはずの社会保障制度は、高齢化に伴い、社会保障給付費が増え続けており、その持続性が危ぶまれます。高齢者を支える負担は、税及び社会保険料によって全世代が負うこととなり、今後も一層厳しい状況になると考えられます。

#### **(8) 安全で安心に暮らすためのコミュニティ※の再生・強化**

現在、人口減少や少子高齢化、世帯規模の縮小、プライバシー重視社会の進展等を背景に、全国的に地域社会における人と人とのつながりや、支え合い・助け合いの意識が希薄化し、地域コミュニティの機能低下が進んでいます。

今後ますます個人や地域社会が抱える課題が多様化していく中、行政だけでこれ

らの課題にきめ細かく対応することは、もはや限界にさしかかっており、地域コミュニティが果たす役割は従来に増して高まっています。住み慣れた地域で暮らし続けるためには、普段から地域住民による見守りや声掛け、世代間交流など、さらなる支え合いによる地域づくりが重要になっています。

### **(9) 地方への移住を考える若者等の増加**

近年、移住相談機関の利用者数が急激に増加し、平成 29 年の年間利用者数は平成 20 年と比べて約 13 倍となっています。また、20 代から 40 代までの比較的若い層の利用者が増え、平成 29 年において、若い層の占める割合が 7 割を超えるなど、都市住民の地方に対する関心が高まっています。

特に東京圏（東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県）とそれ以外の市町村間の社会移動状況に着目すると、東京圏から社会増（転入と転出数の差）となっている市町村が全国に広がっています。

### **(10) 空き家・空き地の増加、インフラ※維持・管理、災害の危険性への課題認識**

「平成 28 年度市区町村における国土利用計画※を含む土地利用計画制度に関する調査結果」では、国土利用・管理についての市区町村の課題認識としては、空き家・空き地の増加（90.3%）、インフラの維持・管理（88.0%）、災害の危険性（86.8%）の課題認識が高くなっています。

公共事業費は平成 10 年のピーク時と比較して、約 60%も減少しており、財政的制約により、インフラのメンテナンスを担う職員等の減少・技術力の低下も加速しています。そのような中で、インフラを持続させるためには、自律的な経営と効率的な事業運営が求められます。

また、近年の気候変動による局地・短時間での大雨による浸水被害や土砂災害、大規模地震などによる災害に対しては、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、強さとしなやかさを備えた国土強靱化※に取り組むことが重要です。

### **(11) 地方自治体の行財政の悪化、自主財源※の確保**

総務省の「平成 30 年版地方財政白書（平成 28 年度決算）」によると、自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率※が、対前年度比 1.7 ポイント増の 93.4%（特別区及び一部事務組合等を除く）となっており、13 年連続で 90%台の高止まりの状況が続いています。

今後、地方分権改革※の推進によって、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲が進み、市町村の権限と責務がさらに拡大していくと見込まれる一方、高齢化に伴う社会保障関係費用の増大等のために、財政構造の硬直化に拍車がかかる可能性は否めない状況にあります。

## 2 本町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### (1) 本町の概要

本町は、宮城県の最東南端に位置し、東は直線的な海岸となって太平洋に面し、西は阿武隈高地の北端をなす丘陵地が南北に連なって丸森町・角田市に接し、南は福島県新地町、北は亘理町と接しています。

東西約 6 km、南北約 12 kmのほぼ長方形の形をなす町で、面積は 64.58 km<sup>2</sup>、地形は西から阿武隈高地から連なる丘陵地、海岸平野の 2 つに大別され、西高東低の均一的な地形が連続しているのが特徴となっています。気候は、太平洋沿岸に位置するため、海流の影響により夏は涼しく、冬は温暖で降雪が少なく、比較的過ごしやすい地域となっており、「東北の湘南」とも称されます。

震災前、本町の基幹産業である農業においては、西部丘陵地でのリンゴ栽培や中央部平野での水稻、東部砂質土壌でのいちごの一大産地が形成されました。特に、リンゴ、いちごは、県内でも有数の生産量となり、また、漁業においては、特産品であるホッキ貝の資源管理型漁業※に取り組み、品質・収量ともに県内随一の実績を誇るまでになりました。

しかしながら、東日本大震災の 12m にもなる巨大津波が、町内全域の約 40%（可住地の約 60%、農地の約 70%）にも襲来し、多くの尊い命と、住まいや鉄道等の生活基盤、農地等の産業基盤を一瞬にして奪い去り、本町は壊滅的な被害を受けました。誰もが経験したことがない多くの困難に立ち向かう中で、一日も早い復旧・復興を目指し、全国からの温かい支援をいただきながら、町民が一丸となって各種事業に取り組みました。また、復興にあたっては、「スピード」「量」「質」が問われる中で従来の手法にとらわれず、震災前からの課題解決にも果敢に挑み、約 8 年間のうちに一般会計予算で約 50 年分に相当する事業を実施しました。

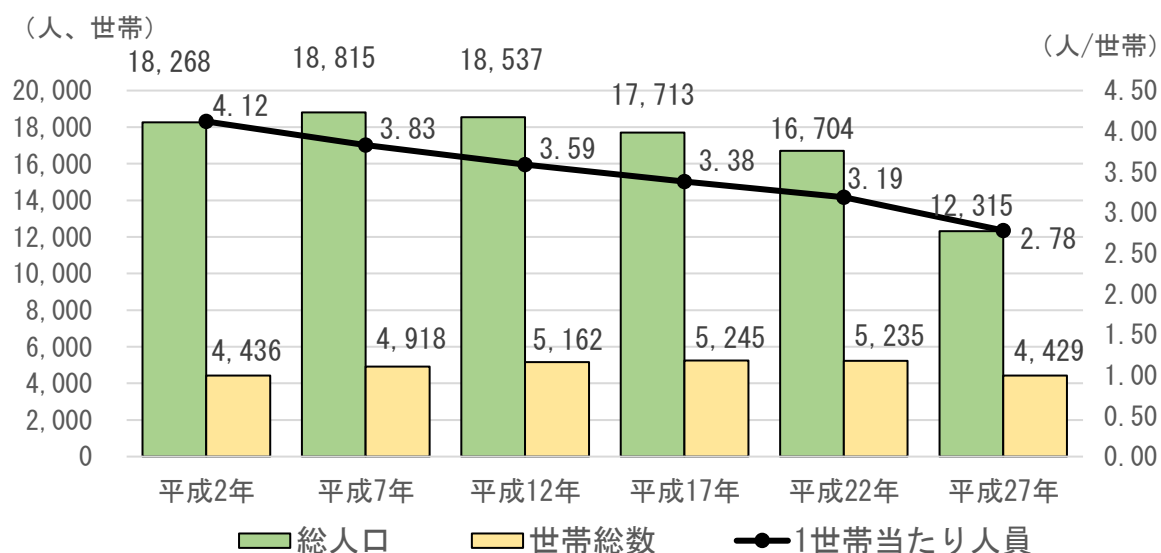
その結果、生活基盤や産業基盤の再生、鉄道や高速道路等の交通条件が向上し、「復興への希望」を胸に、単なる復旧にとどまらない創造的な復興へと、着実に歩みを進めることができました。

さらに、これからの本町のまちづくりにおいては、未曾有の震災を乗り越えた中で取り戻した「輝き」とともに、上記のような様々な地域資源を活用しながら、町民一人ひとりが安心して暮らしていくための飛躍的なまちづくりへの挑戦が求められています。

## (2) 人口・世帯等

国勢調査によると、平成 27 年の人口は 12,315 人、世帯数は 4,429 世帯、一世帯あたりの人員は 2.78 人です。

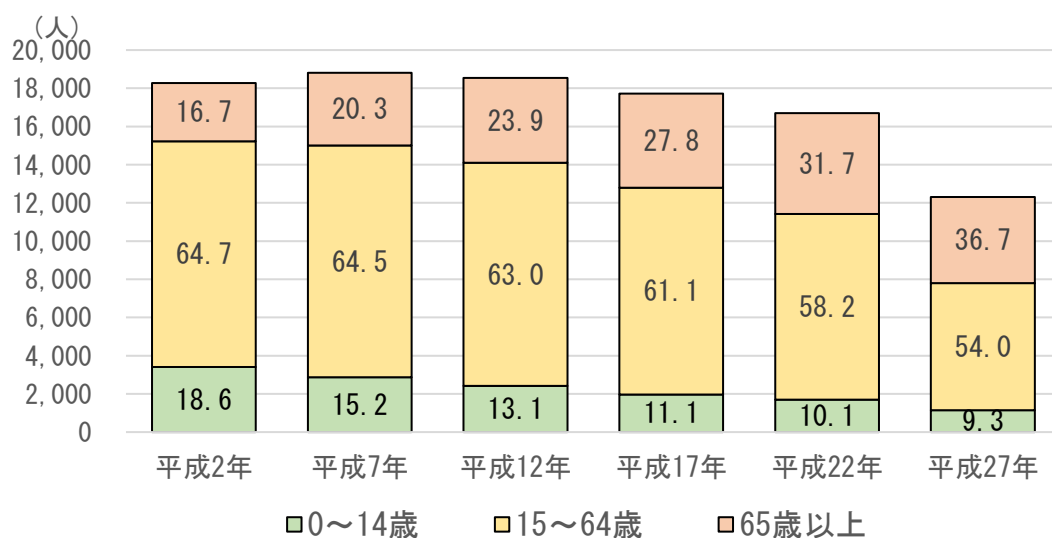
人口の推移をみると、平成 22 年まで緩やかな減少が続き、震災による著しい減少もあり、平成 27 年の人口は、平成 7 年から比べて約 65%まで減少しています。世帯数は平成 22 年までほぼ横ばい状態でしたが、平成 27 年に大きく減少しています。一世帯当たり人員は、平成 27 年まで減少傾向が続いています。



人口・世帯数の推移（国勢調査・平成 2 年～平成 27 年）

年齢別人口をみると、平成 27 年の 0～14 歳人口（年少人口）は 1,441 人（9.3%）、15～64 歳人口（生産年齢人口）は 6,653 人（54.0%）、65 歳以上人口（老年人口）は、4,504 人（36.6%）です。

構成比でみると、老年人口は増加傾向にあり、年少人口及び生産年齢人口は減少の傾向が続いており、人口減少と少子高齢化が進行しています。

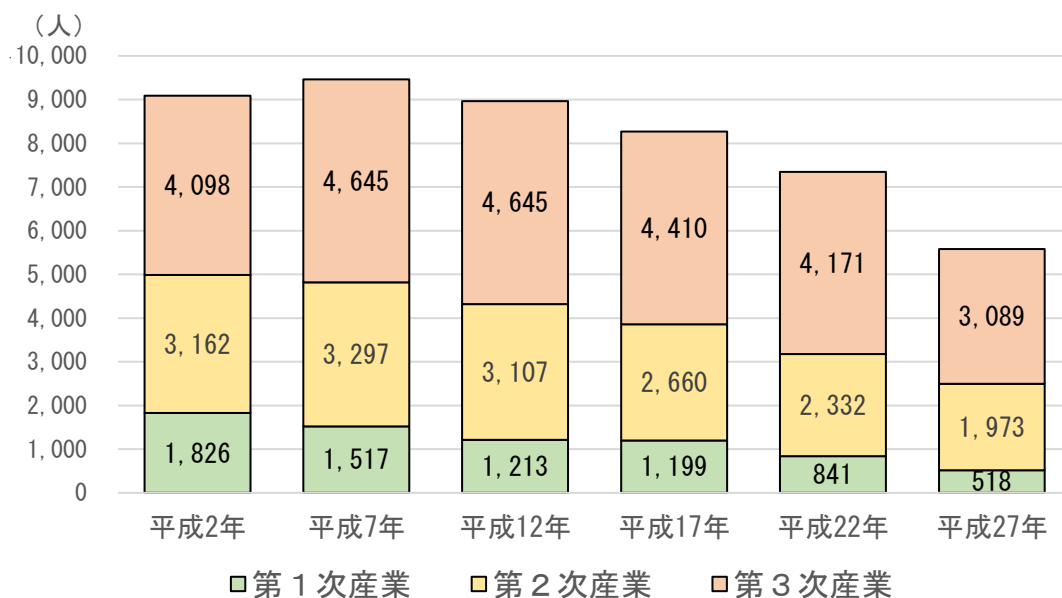


年齢 3 区分別人口の推移（国勢調査・平成 2 年～平成 27 年）

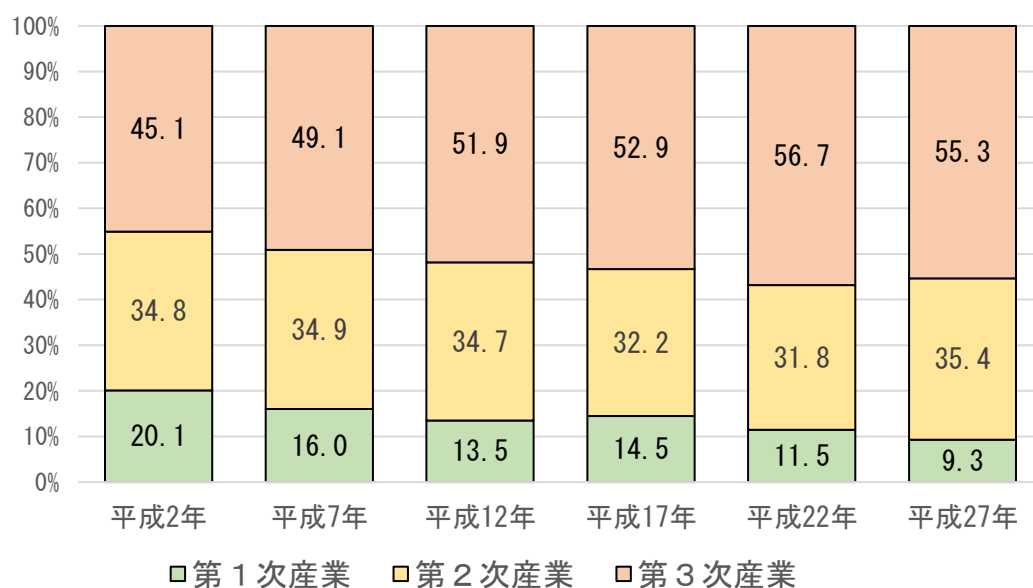
### (3) 産業

国勢調査によると、本町の第1次から第3次産業までを合わせた就業者数は、平成7年の9,459人をピークに減少に転じ、震災後の平成27年にはピーク時の約60%まで大きく減少しています。

産業別にみると、平成2年には第1次産業は20.1%（1,826人）を占めていましたが、以後徐々に減少し平成27年には第1次産業が占める割合は9.3%まで減少し、全体に占める第3次産業の割合が大きくなっています。



産業別就業者数の推移（国勢調査・平成2年～平成27年）



産業別就業者割合の推移（国勢調査・平成2年～平成27年）

#### (4) 土地利用・都市基盤等

土地利用図



| 単位：ha | 田<br>(※1)        | 畑<br>(※1)     | 森林               | 水面・<br>河川・<br>水路 | 道路            | 宅地            | その他<br>(※2)      | 総面積   |
|-------|------------------|---------------|------------------|------------------|---------------|---------------|------------------|-------|
| 平成28年 | 1,110<br>(17.2%) | 480<br>(7.4%) | 2,111<br>(32.7%) | 110<br>(1.7%)    | 458<br>(7.1%) | 621<br>(9.6%) | 1,568<br>(24.3%) | 6,458 |

地目別土地利用状況（平成29年度 宮城県国土利用計画管理運営資料）

（※1）田・畑は上図の「農地」に含みます。

（※2）上図の公共施設用地は「その他」に含みます。



本町の土地利用の約 3 分の 1 が丘陵地や海岸線に沿って広がる森林となっています。また、沿岸東部地域及び中央地域の平野部に水田地帯及び畑作地帯が広がっています。

幹線道路として国道 6 号、常磐自動車道が町を縦断しており、今後、沿岸部において、県道相馬亘理線が嵩上げされ、供用開始される予定です。

震災により被災した J R 常磐線の山下駅及び坂元駅は、集団移転先である新市街地※の整備に合わせて内陸移設し、平成 28 年 12 月に運転再開されました。令和元年度末までに常磐線全線で運転が再開される予定です。

## (5) 近年の主な動向

### ①震災による大幅な人口減少と少子高齢化

本町の人口は、平成 9 年をピークに平成 22 年までに緩やかな減少が続き、平成 22 年の国勢調査では 16,704 人でした。しかし、震災により、震災関連死を含め実に人口の約 4%にも及ぶ尊い命が失われ、約 4,000 棟の家屋が被災し、これらを大きな要因として急激に人口減少が進みました。特に若者層の人口流出、出生数の減少が、震災以降、顕著になっており、16 歳～25 歳における転出超過が大きくなっています。平成 22 年から平成 27 年にかけて年少人口（0～14 歳）は 32.5%の減少、生産年齢人口（15～64 歳）は 31.6%の減少、そのうちさらに 15 歳～29 歳の人口は 35.8%減少し、少子高齢化が進んでおり、出生数を死亡数が上回る「自然減」が続いています。

そのような中でも、平成 26 年度以降は 12,000 人台の人口規模を維持しておりさらに、平成 28 年度からは、新婚・子育て世帯に着目した定住推進事業等の効果により、転入者数が転出者数を上回る「社会増」が続いています。

### ②過疎地域※公示

「過疎地域」とは、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域を、国（総務省）が過疎地域自立促進特別措置法※に基づき市町村単位で公示します。具体的には、財政力指数※にもとづく財政要件と、人口減少率・高齢者率・若年者率を勘案した人口要件によって定義されます。

本町は、平成 29 年 4 月 1 日に過疎地域に公示されたことから、同年 9 月、令和 2 年までの過疎地域自立促進計画を策定し、計画に基づく産業振興やインフラ整備等の様々な事業について国の財政支援を受け、実施しています。

### ③まちづくりの新たな拠点の形成とコミュニティの再構築

本町は、震災により被災した住民の集団移転先として「つばめの杜地区（新山下駅周辺地区）」、「桜塚地区（宮城病院周辺地区）」、「新坂元駅周辺地区」を整備しました。新駅や医療福祉施設等と一体的に整備し、防災拠点・地域交流センターや子育て拠点施設、農水産物直売所が相次いで開所するなど、町の復興をけん引する新たな拠点となっています。

また、住まいの復興とも合わせ、新たな地域コミュニティが形成されていく中で、住民自治※に対する町民の意識も高まっています。

#### ④常磐自動車道の全線開通・山元南スマートＩＣの供用開始、ＪＲ常磐線の運転再開

本町においては、常磐自動車道「山元ＩＣ」に加え、平成 29 年 4 月に、町内で 2 箇所目となる常磐自動車道「山元南スマートＩＣ」が供用開始されたほか、「岩沼ＩＣ」から「山元ＩＣ」区間の 4 車線化事業が実施されています。

また、平成 28 年 12 月には、震災により不通となっていたＪＲ常磐線が約 1 km 内陸移設して運転再開し、仙台市中心部へ約 45 分での移動が可能となっています。これら交通アクセスの向上が図られたことで、通勤・通学利用のほか、企業誘致や物流においても交通利便性の高い地域となっています。

#### ⑤被災した農地の再生と土地利用の整序化※

津波により被災した山元北部地区・磯地区では、農地の再生と営農効率向上を目的として、農地の大区画化を図り、農業基盤を整備する農地整備事業を実施し、平成 28 年度から全域で営農が再開され、豊穡の大地として蘇りました。

また、特に甚大な被害を受けた山元東部地区では、点在していた宅地跡等の非農地も含め、土地利用の整序化を目的に再配置することとしています。なお、平成 30 年 5 月時点で農地の区画整備工事が概ね完了し、平成 30 年 9 月末現在で農地全体面積約 426ha のうち、水田約 152ha、畑約 265ha で営農が再開されています。加えて、農地整備事業等とあわせて、長年の懸案であった排水不良を解消するための排水施設の機能強化を推進してきました。

#### ⑥震災後の交流人口※の増加

町内には豊かな自然に育まれた農水産物、それらを利用した郷土料理や加工品、いちごなどの観光農園や深山山麗少年の森など、多くの地域資源があります。

震災により農地や漁港が大きな被害を受け、観光産業にも大きな影響を与え、平成 22 年までは年間 4 万人を上回っていた観光客入込数※は、平成 23 年には 14,624 人にまで大きく減少しました。

その後、復興事業の進展とあわせ、新たな観光農園の整備や、直売所の運営および観光情報の発信を担う（株）やまもと地域振興公社も設立され、徐々に観光客入込数を含む本町の交流人口は増加を続け、約 55 万人規模へと拡大していると推定され、震災前を大きく上回る水準となっています。（注：震災前は「交流人口」としての捉えが無いことから「観光客入込数」を示しています。）

#### ⑦全国からの支援・つながり

震災発生翌日には「山元町災害ボランティアセンター」が開設され、以後 6 年間にわたり延べ 39,000 人あまりのボランティアが県内外から駆けつけ、復旧・復興を進める大きな力となりました。

また、これまで北海道から九州に至るまで全国各地から数多くの自治体職員が派遣されており、こうしたつながりをきっかけとして、新しい「絆」が生まれ、中学生の交流事業や災害応援協定の締結などへ展開しています。



### 第3章

## 「山元町震災復興計画（第5次山元町総合計画）」の進捗と課題

### 1 地域の魅力を生かした定住人口確保……………

震災からの復興に際し、住居に関する整備は概ね完了し、自治会のコミュニティの拠点整備など自立的に自治が機能するための基盤も整い始めています。

本町の活力を維持・増進していくために、若い世代の交流機会の確保を図るとともに、魅力ある居住環境のPRや、U I J ターン※者の確保に努めるなど、次世代を担う若者の定住、子どもを産み育てやすいまちづくりが求められます。



イメージ

### 2 協働による子育て・高齢者支援の充実……………

こどもセンターや保育所などの子育て拠点の整備により、子育て支援に係る各種機能の拡充を図ってきましたが、今後は地域住民や民間施設との連携を図りながら、サービス機能の充実を図っていく必要があります。

町民の健康増進に向けて、生活習慣の改善と疾病の早期発見に向けた取り組みを引き続き推進し、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげていく必要があります。

生活習慣病※や要介護状態※の予防に向けた健康づくり運動への参画の裾野をさらに広げるとともに、町民が互いに協力し合いながら地域ぐるみで介護予防に取り組むための支援体制づくりが必要です。

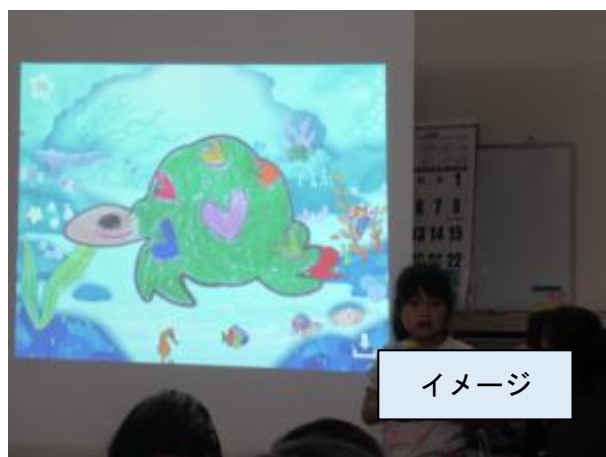


イメージ

### 3 教育の質の向上と学習環境の充実・・・・・・・・・・・・・・・・

学校施設の復旧や各種就学支援など、就学環境の充実に努めてきましたが、今後はこれまで取り組んできた食育や防災教育※、外国語教育の充実、I C T※機器活用など教育の質の向上に向けた取り組みをより力を入れて実施していくとともに、震災遺構※を核とした特色ある防災教育の展開を図っていく必要があります。

町民生活の充実に向けてスポーツや文化に触れる機会を増やすための関連施設の復旧・整備に努めてきましたが、今後は町民自らが主体的に文化・レクリエーション活動を展開していけるよう、参加機会の拡充や支援体制の整備を図っていく必要があります。



### 4 防災力の維持・・・・・・・・・・・・・・・・

津波対策としての防潮堤や河川堤防、山下・坂元両地区の防災拠点施設や避難丘を備えた防災公園などの整備が進みましたが、今後は「津波ハザードマップ※」の作成や地域の避難施設の周知徹底を図りながら、町民一人ひとりの日常的な防災・減災意識の向上、非常時の避難行動の啓蒙等に取り組んでいく必要があります。

また、消防団組織の再編や防災無線システムの拡充など、地域の安全・安心づくりに努めてきましたが、今後は自助・共助※による継続的な防災活動を支える担い手育成が課題となっています。



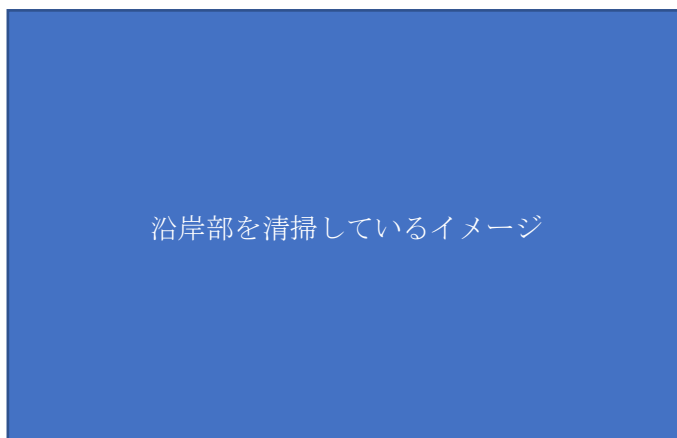
## 5 生活利便性の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

J R 常磐線の新駅や市街地整備に合わせて、駅前の商業施設誘致等を図り賑わいづくりに努めるとともに、沿岸より内陸に向かう狭い道路の拡幅や幹線道路へのアクセス確保等、災害時の避難路や輸送路を考慮した災害に強い道路網の整備を進めてきました。特に、内陸移設とあわせた駅前ロータリー整備や駅舎内エレベーター設置等によるバリアフリー化、役場から駅まで直結する道路を開通するなど、主要な交通結節点としての利便性の向上が図られたほか、日用品や食料品などの最寄品の町内購買率が大幅に上昇しました。今後は、インフラの計画的な維持・修繕を行い、道路構造物の長寿命化・更新費用の平準化を図り既存の道路施設を有効に活用するとともに、効果的な公共交通体系の構築により、市街地の賑わいを町全体で享受できるコンパクトなまちづくりを推進していくことが必要です。



## 6 環境に配慮したまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・

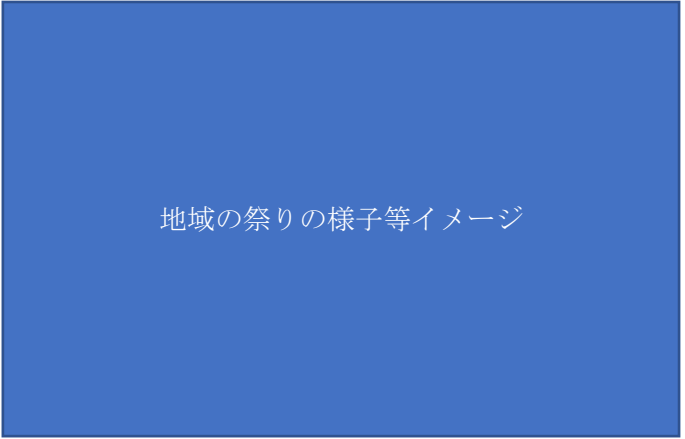
地域住民の環境衛生※に対する意識の高揚と地域の環境美化を図るために、住民との協働による町内一斉掃除などに取り組んできましたが、近年は被災した沿岸部を中心にごみの不法投棄が目立つようになり、その対策が急務となっています。資源循環型社会※の形成に向けて、ごみの分別などのリサイクル運動に取り組んできましたが、さらなる資源の有効利用やクリーンエネルギー※の活用に取り組んでいく必要があります。



## 7 産業や伝統文化・市民活動などまちづくりを支える後継者育成……………

ハード事業を中心とする復興事業が一段落するなか、今後の行財政運営は住民サービスの充実に向けた施設運営やコミュニティ形成等のソフト事業に重心を移す必要があります。

これらソフト事業の推進にあたっては、担い手となる人材の確保が重要であることから、産業分野はもちろんのこと、地域の伝統文化や市民活動における幅広い分野の後継者育成に努め、町民主体のまちづくりを一層推進していく必要があります。



地域の祭りの様子等イメージ

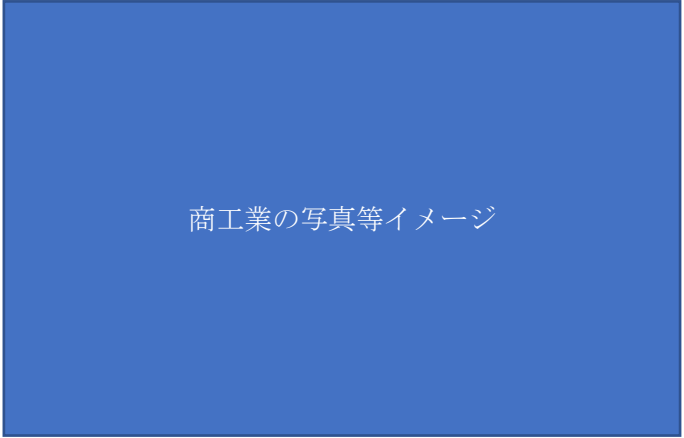
## 8 各産業における人材確保対策……………

農地や農業生産施設、漁場の再生などの基盤整備が進み、今後は農地集積や経営基盤の強化、後継者や経営体の育成などの一次産業推進体制を構築していくことが求められます。

企業誘致は一定の成果を挙げていますが、町民の雇用を拡大するためにも、雇用者と被雇用者のニーズを把握し、人材をマッチングしていくことが重要です。

また、本町への観光客をはじめとする交流人口は大幅に増加しており、これからも各産業の連携を図り、様々なPRなどの取り組みを続けることが大切です。

これらの連携が円滑に進められるように農協や漁協、商工会などの関係団体とさらなる協力・連携の強化を図る必要があります。



商工業の写真等イメージ



## 第4章 町民の意向と期待（町民アンケート調査結果）

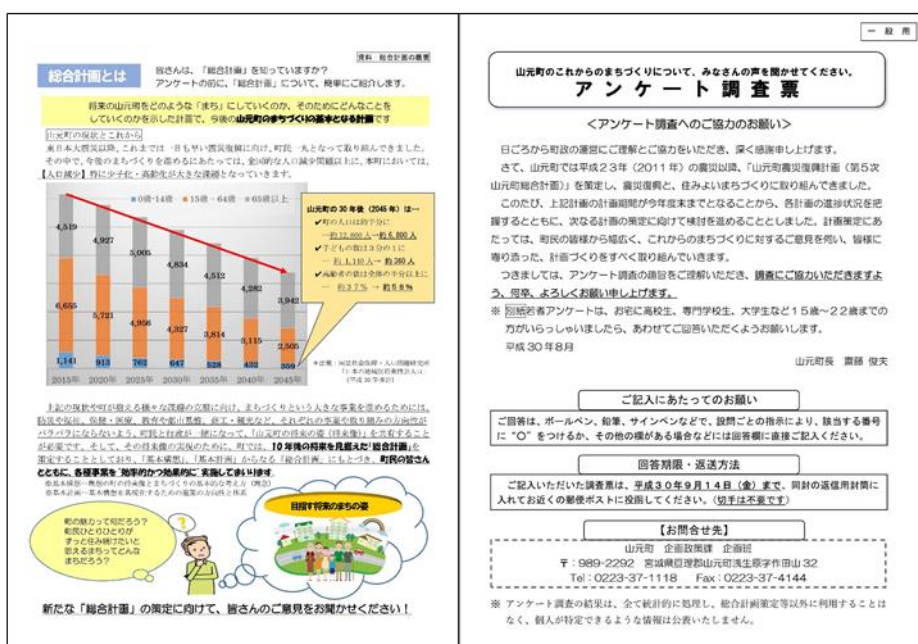
計画策定にあたって、まちづくりに対する町民の声を聞き計画に反映していくために、「山元町総合計画のための一般町民アンケート調査」、「若者アンケート」、「中学生アンケート」を実施しました。

それぞれの概要や主な結果は以下の通りです。

### 1 アンケート実施概要

#### 【主な調査項目】

- ・ 回答者自身のことについて
- ・ 回答者の世帯について
- ・ 山元町での暮らしについて
- ・ 地域での助け合いや諸活動について
- ・ 山元町の今後のまちづくりについて



#### 【回収結果】

|            | 一般町民                                   | 若者                                          | 中学生                                                |
|------------|----------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 調査対象       | 4,732 世帯<br>(平成 30 年 7 月現在)            | 15 歳から 22 歳の<br>山元町民                        | 山下中学校、坂元中学校<br>の全生徒、計 271 名<br>(平成 30 年 4 月 1 日時点) |
| 調査方法       | 行政文書配達による<br>配布、<br>及び郵送による回収          | 行政文書配達による配布、<br>及び郵送による回収<br>(一般町民アンケートに同封) | 学校での直接配布、<br>及び回収                                  |
| 調査期間       | 平成 30 年 8 月 15 日～<br>平成 30 年 10 月 17 日 | 平成 30 年 8 月 15 日～<br>平成 30 年 10 月 17 日      | 平成 30 年 10 月 4 日～<br>平成 30 年 10 月 17 日             |
| 配布数        | 4,732                                  | 4,732 (783※)                                | 271                                                |
| 回収数        | 1,733                                  | 405                                         | 251                                                |
| うち<br>有効票数 | 1,730                                  | 138                                         | 251                                                |
| 回収率        | 36.6%                                  | —                                           | 92.6%                                              |

※対象となる 15 歳～22 歳の人口は平成 30 年 7 月末で 783 人であった。

#### 回収率の信頼度について

調査時点の山元町の人口「12,276」人に対し、回答の信頼度 95%を得るために必要なサンプル数は「373」票です。今回の調査では「1,730」票の回答を得ており、99%の信頼度が得られています。

## 2 アンケート分析結果……………

一般町民、若者、中学生アンケートの結果から、一般町民と若者・中学生では、今後山元町に住みたいという意向が異なることがわかりました。10年後、山元町で暮らすかの問いに対し、「まだわからない」と回答した若者が多く、「住みたい」「戻ってきたい」と思ってもらえるようにすることが大切です。

そのためには、一般町民と共通して必要であるという共通認識のある「公共交通」や「買物の利便性」、「雇用の場」の整備に加え、「子育て」や「にぎわい」といった要素も重要であると考えられます。

### 山元町での暮らしの満足度を高めるためのポイント（一般町民）

- 「公共交通の便利さ」「日常の買い物の便利さ」「空き家・空き地活用の推進」「雇用の場の確保」の満足度が低い。
- 町のすばらしいと思うこと・誇りに思うことで「商工業」「公共サービス」「教育環境」「伝統文化」の評価が低い。
- 年代ごとに、ニーズの高い項目に違いがある。
- 重点的に解決すべき課題は、「働く環境」「生活環境の利便性」に関わる項目。

### 若者・中学生が山元町に住み続けるためのポイント

#### 【若者】

- 働く環境の整備が、山元町で暮らし続けるための大きな条件。
- 買物の便利さや公共交通へのニーズは、町民全体と同様に共通して高い。
- 子育て・教育環境やにぎわい、観光資源の充実が求められる。

#### 【中学生】

- 6割の中学生が「住みよい」と感じ、さらに8割近くの中学生在が、「山元町が好き」と感じている。
- 将来、「山元町で働きたい」と考える中学生は1割にとどまる。
- 高齢者福祉や、農業・水産業については、中学生からの評価が高く、将来を担う若い世代が活躍するために強化すべき重要なポイントである。

## 第5章 まちづくりの戦略課題

前章までに整理をしてきた各種調査結果を踏まえ、現状におけるまちづくりの課題を3つの「まちづくりの戦略課題」として整理しました。

### 課題1：移住・定住を促す町の魅力創出や生活利便性の向上が必要

#### まちの現状

- 人口減少が進んでおり、町の活力の維持のため、定住促進とその受け皿の確保や、子育て環境の充実による出生数の増加等の、人口維持・増加へとつながる取り組みが必要です。
- 沿岸部の農地の大区画化やIoTや人工知能（AI）等の技術を取り入れた産業など、産業を取り巻く情勢が変化しています。
- インバウンドを含めた町内への観光交流の拡大や新たな雇用の創出は、移住・定住のきっかけとなることが期待されます。

#### 復興計画における課題

- 農業や漁業など一次産業をはじめとした、各産業における事業の継承や新規就業による人材育成が課題です。
- 意欲的に学習に取り組める環境づくりなど、教育の質を高める取り組みが必要です。
- 交通や商業・医療の利便性を備えた、コンパクトで環境に優しい、誰もが住みやすいまちづくりの推進が必要です。

#### 町民の意向と期待

- 「雇用の場の確保」や「企業誘致」を求める声が多くあげられています。
- 将来本町で働きたい中学生は1割程度であり、次世代の若者たちが将来にわたって働きたい・住み続けたいと思えるまちづくりが必要です。





## 課題 2 : 町民一人ひとりが安心して暮らせる生活環境づくりが必要

### まちの現状

- 高齢化の進展に伴い、要支援・要介護認定者数や単身高齢世帯が増加しており、それを地域全体で支える取り組みが必要です。
- 人口減少等に伴い過疎地指定され、特に山間部におけるコミュニティや行政サービスの維持が課題となっています。
- 行政サービスや都市機能を維持していくためには、行政の力だけでは立ちゆかなくなる恐れもあり、町民自身の積極的なまちづくりへの参画や、町民同士での自助・共助が必要です。

### 復興計画における課題

- 生活習慣の改善と疾病の早期発見などにより、医療費の抑制や健康寿命の延伸、介護予防の取り組みが求められます。
- 町民一人ひとりの日常的な防災・減災意識の向上、非常時の避難行動の啓蒙、自助・共助による継続的な防災活動を支える担い手育成が課題です。
- 資源循環型社会の形成に向けて、資源の有効利用やクリーンエネルギーの活用に取り組んでいく必要があります。

### 町民の意向と期待

- 公共交通の便利さや日常買い物の便利さ、空き家活用については、満足度が低く、必要度が高くなっています。
- 10年後の本町の姿として、「保健・福祉サービスの充実」「防災・防犯体制の充実」への要望が高くなっています。
- 新市街地と既存集落※における、インフラ整備や行政サービスのバランスが懸念されています。

福祉関連の写真



イメージ

防災・防犯関連の写真

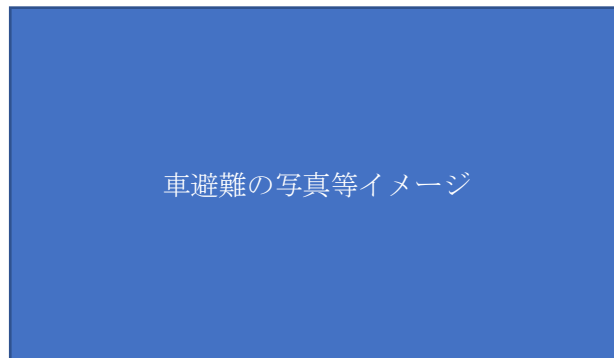


イメージ



イメージ

車避難の写真等イメージ



### 課題 3：町民や地域と連携した協働のまちづくりが必要

#### まちの現状

- 震災を契機とする住居移転などにより、新しいコミュニティ形成に向けた取り組みが求められます。
- 震災復興に係る全国からの支援を契機とした人的交流は今も継続されており、交流人口拡大に向けて取り組む中での要素の一つになっています。
- アンケート調査の回答者の半数が地域に気軽に相談できる方がおらず、人とのつながりが希薄化しています。

#### 復興計画における課題

- 子どもや高齢者・障がいのある方、今後増加が見込まれる外国人等を地域全体で支えることが必要です。
- 防災活動や、町民主体の文化・レクリエーション活動への参加による町民同士の交流機会の拡充が求められます。
- 地域独自の自然や産業、歴史・伝統文化、コミュニティ形成等の地域への理解を深め、後継者の育成や町外への地域の魅力のPRに努めていく必要があります。

#### 町民の意向と期待

- 若者の定住意向は「まだわからない」とする回答が多く、町外への転出意向も高くなっています。
- 中学生が町に誇れるものが「ある」と回答した割合は半数以下です。故郷への愛着を育み、誇りを醸成する取り組みが必要です。

歴史・文化の写真



イメージ

交流関連の写真



イメージ



イメージ



イメージ

## 第 2 編 基本構想

イメージ



## 第1章 まちづくりの基本理念

「山元町震災復興計画（第5次山元町総合計画）」においては、単なる復旧にとどまらない、「創造的な復興」を成し遂げるべく、震災以前からの課題の解決にも、町民一丸となって果敢に取り組んできました。

今後は継続して「心の復興※」にも取り組み、これまで作り上げてきた「山元町らしさ」ともいえる町内のありとあらゆる「財産」を活用し、人口減少をはじめ、時代の変化、多種多様なニーズに対応し、町民すべてが安心して豊かに暮らせるふるさととなるよう、未来に向かって新しいまちづくりを進めていきます。

そこで、第6次山元町総合計画においては、第5次計画の成果と課題を踏まえ、まちづくりの戦略課題を重点的に克服するための3つの基本的な理念を据えてまちづくりを推進します。

### 【基本理念1】 住んでみたい、ずっと住んでいたいと思える、

#### 元気で快適なまちづくり

一般町民は定住意向が高く、また中学生も「まちへの愛着」が強い傾向があり、世代を超えて、町民のふるさとへの想いは強いものがあります。

今後も、町内での就業機会を増やし、買物や通院などの生活利便性を高めながら、町の魅力を創出します。そして、次代のまちづくりの担い手として若者が育ち、継続して活気が生まれるまちづくりを進めます。



### 【基本理念2】 とともに創造する、安全・安心なまちづくり

震災を機に町民の安全・安心に関する価値観は大きく変わり、日々の生活における防災意識や助け合いへの認識は飛躍的に高まりました。

震災復興事業がおおむね完了し、これからは身近な生活環境における自然災害などからの防災・減災への取り組みを含め、交通事故等からの安全や防犯、お年寄りや障がいのある方への地域ぐるみの支援、妊婦や子育て世帯への支援など、すべての町民が互いに協力し合いながら、安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

地域の見守りをイメージする写真



### 【基本理念3】 つながりを大切にする、愛と誇りを育むまちづくり

震災を乗り越えて育まれた人と人のつながりと助け合いの精神は、明日を生きる活力になり、今後のまちづくりの貴重な財産となりました。そして、互いを思いやり「愛」にあふれる心と、自分らしくいられることへの「誇り」を育みました。今後も、郷土愛の土壌となる豊かな自然環境の保全を進め、一人ひとりの学びと地域文化の継承やスポーツ・文化活動などを充実し、町民主体となる協働の地域づくりを目指していきます。

町への愛・誇り、交流をイメージできる写真  
(まちのまとまり)



イメージ

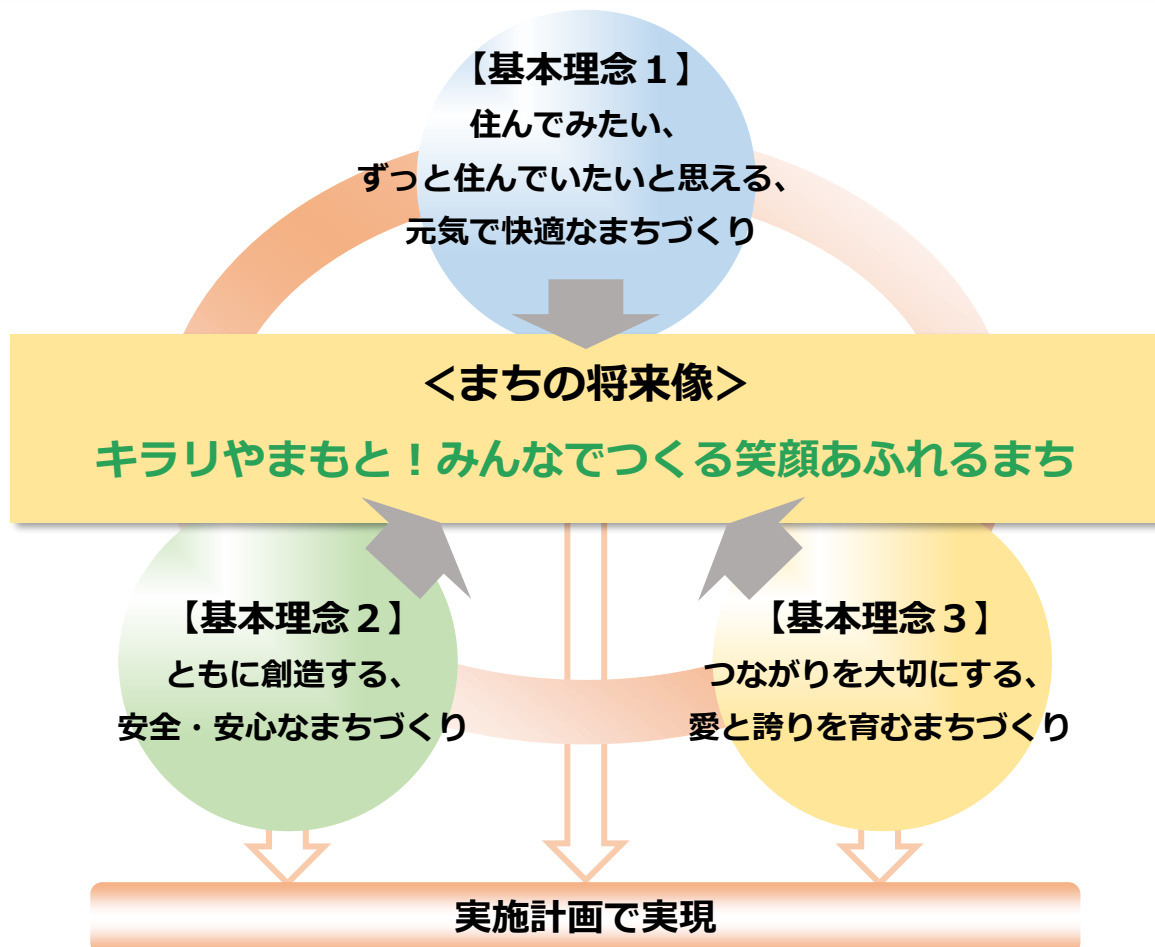
## 第2章 本町が目指す将来像

### 1 まちの将来像……………

本町は、阿武隈高地から連なる丘陵地から太平洋まで広がる自然によって育まれた豊かな資源に恵まれ、ふるさとに想いを寄せる多くの人々の力によって、歴史と文化が大切に磨きあげられてきました。そして、震災の困難をともに乗り越え、互いを励まし合い、思いやる心が育まれ、より一層、「絆」が深まりました。

これまでのまちづくりにおいて、「単なる復旧にとどまらない創造的な復興」を成し遂げるべく、みんなが利便性を享受できる新たな拠点の整備や、地域を支えるコミュニティの再構築、最新技術を導入した農業をはじめとした産業の育成など、町民一人ひとりが元気で快適に、そして、安全・安心に暮らせる「後世に誇れるまちづくり」を進めてきました。そして、これからのまちづくりは、こうした、「光りかがやく」多くの財産を磨き続け、町民誰もが「山元町が好きだ」と心から実感でき、すべての人がいきいきと暮らし、愛にあふれるつながりを大切にするまちをつくることを目指していきます。

ここ山元において、町民みんながまちづくりに参加し、かけがえのない宝物のすべてとみんなの笑顔が、輝きあふれるようにと願いを込めて、まちの将来像を『キラリやまもと！みんなでつくる笑顔あふれるまち』とします。





## 2 将来人口フレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 【人口動向】

本町の人口は平成7年（1995年）の18,815人を境にして人口減少が続いていましたが、平成23年の震災による人口減少や転出者の増加により、平成27（2015年）年には12,315人となっています。人口減少の要因としては、社会減※と自然減※による人口減少傾向の拡大、特に若年世代の流出超過と合計特殊出生率※の低下が考えられます。

### 【山元町震災復興計画（第5次山元町総合計画）基本構想における将来人口の目標】

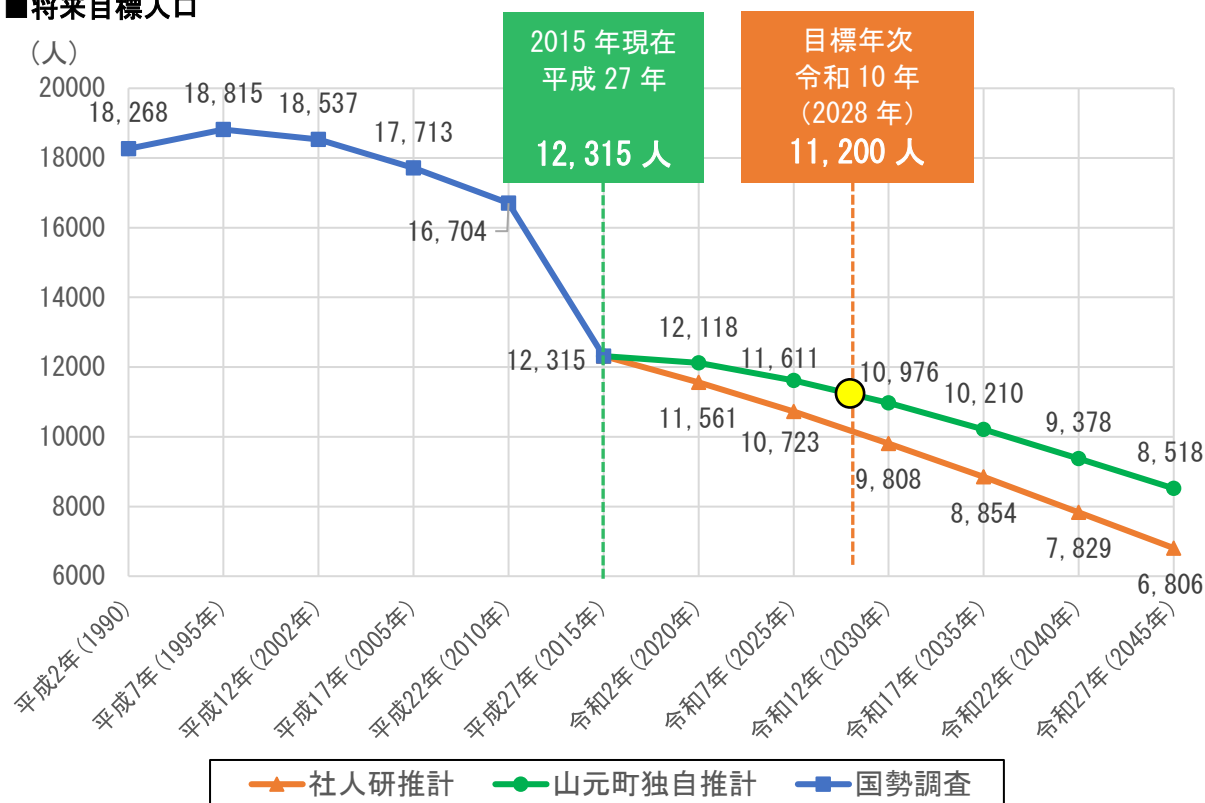
「山元町震災復興計画（第5次山元町総合計画）基本構想」においては、平成30年（2018年）の将来人口の目標を13,700人と設定しており、実際はこれを下回る数値で推移しています。

### 【現状を踏まえた将来目標人口の設定】

今後も少子高齢化や若者の流出による人口の減少傾向は続く予測されており、令和27年（2045年）には、本町の人口は、町独自推計で約8,500人、国立社会保障・人口問題研究所による推計では約7,000人にまで減少すると予測されています。

上記のとおり、平成27年の人口は12,315人となっており、今後、合計特殊出生率の上昇や定住促進事業、若者の地元定着施策等の人口減少対策に取り組むことで、令和10年（2028年）の将来目標人口を11,200人とします。

### ■将来目標人口



山元町の将来人口推計（国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所）

#### ◆本町将来人口独自推計にあたっての前提条件

- ①平成 30 年の国立社会保障・人口問題研究所による推計条件を基本に推計する。ただし、子ども女性比は、合計特殊出生率に換算した場合、平成 27 年において 1.17 であるのを令和 7 年以降は 1.2～1.3 程度まで上昇させる。
- ②山元町定住促進事業要綱を基に、転入該当者は新婚世帯、子育て世帯、新規転入者の 3 区分とする。
- ③新婚世帯は、転入世帯数の 30%程度、年齢層は夫が 30～39 歳、妻が 25～34 歳と設定する。  
新婚世帯の人口は、新婚世帯数×2 人/世帯とする。
- ④子育て世帯は、転入世帯数の 60%程度、年齢層は夫が 30～44 歳、妻が 25～39 歳、子どもが 5～14 歳と設定する。  
子育て世帯の人口は、(子育て世帯数×2 人/世帯 [=親の人口]) + (子どもの人口) とする。  
子どもの人口は、(転入世帯数×2.7 人/世帯) - (親の人口 [=子育て世帯数×2]) で設定する。  
子どもの男女別人口は概ね半々とする。
- ⑤新規転入者は、(山元町定住促進事業による転入人口) - (新婚世帯人口) - (子育て世帯人口) とする。  
男女別人口は概ね半々とする。
- ⑥③～⑤で求めた人口の年齢別配分は、平成 27 年国勢調査の年齢階級別人口比率を参考に配分する。

上記の検討を踏まえ、本計画においては、目標年次(2028 年)と中間年次(2023 年)の目標人口を以下のように設定します。

#### ■将来目標人口及び年齢別将来目標人口

|         | 平成 27 年 (2015 年)<br>(現状値) ※ | 令和 5 年 (2023 年)<br>(中間値) | 令和 10 年 (2028 年)<br>(目標値) |
|---------|-----------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 将来目標人口  | 12,315 人                    | 11,800 人                 | 11,200 人                  |
| 0～14 歳  | 1,141 人                     | 1,000 人                  | 900 人                     |
| 15～64 歳 | 6,655 人                     | 5,800 人                  | 5,400 人                   |
| 65 歳以上  | 4,519 人                     | 5,000 人                  | 4,900 人                   |

※平成 27 年 (2015 年) は国勢調査による実績値

また、将来目標人口を達成するために、次のような施策等を展開します。

- ① 子育て支援施策等の実施により、現況で 1.1 台の合計特殊出生率(子ども女性比から換算)を 1.2～1.3 程度まで上昇させる。
- ② 定住促進事業により、年間に概ね、新婚世帯として 6～24 人(3～12 世帯)、子育て世帯として 16～64 人(6～24 世帯)、新規転入者として 5～17 人誘致する。
- ③ 社会人口減が大きい 15～34 歳を対象に、町外流出を抑える地元定着施策を実施する(年間 8～10 人程度)。

## 第3章 まちづくりの基本方針（施策の大綱）

### 1 健やかな暮らしをともに支えるまちづくりに取り組みます

#### （子育て環境、保健・医療、障がい福祉、高齢者福祉）

国立社会保障・人口問題研究所によると、本町の将来人口は、令和12年（2030年）には1万人を割り込み、14歳未満の子どもが1割未満となり、約半数が65歳以上の高齢者になることが予測されています。

町民意向調査による、「重要度」「満足度」のいずれも、「子どもの健全育成」「保健・医療」「障がい福祉」「高齢者福祉」は、重要度の高い施策とされています。

町では、「子育てするなら山元町」の実現を目指して、若者や子育て世代をはじめ、ライフステージ※に応じた切れ目のない支援を実施し、町内で安心して子どもを産み育てられる環境の充実に図ります。

また、健康寿命を延ばすことは、元気に生活していくための要であり、まちづくりへの参画に対する機運の醸成にもつながります。国立病院機構宮城病院を核として、診療所・病院、民間介護施設等の地域連携の強化を図り、病気になりにくい体づくり、疾病予防を推進します。

さらに、障がいのある方が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域や企業、学校と連携し、障がい福祉の充実に図るほか、高齢者及びその家族を地域で支えるべく、各種介護サービス、介護施設との連携を図り地域ボランティア等の登用を進めます。

本町において、子どもから高齢者まで生涯を通じて、誰もが元気で健康的に暮らせるまちを目指します。



### 2 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組みます

#### （農林水産業、商工業、観光・交流、移住・定住）

震災からの復興を機に、新しい農業経営体が育ち、沿岸部の農地の大区画化により農業の効率化が進んでいることから、戦略作物※の生産や転作作物※作付の定着化、新たな特産品の発掘などを進めながら更なる経営の効率化を図ります。また、本町には、県内有数の収穫量を誇るいちごやリンゴに加え、イチジクやブドウなどといった高付加価値を得られる各種農産物の生産が進められていることから、今後も生産性を高めながら、6次産業※による高付加価値化※やさらなるブランド力の向上を図ります。加えて、担い手の育成や山間部の耕作放棄地※対策など、今後の農業振興のあり方を検討し、有効な土地利用を進めます。

また、水産業では特産品のホッキ貝の安定的な漁獲量の確保を支援するとともに、担い手の確保や育成に取り組み水産業の再興を図ります。

商工業は、町民意向調査において、「雇用の場」「工場誘致」等が重点的に取り組むべき事項として挙げられており、引き続き町内への企業誘致を推進するため、用地の確保・整備等をするとともに、その一方で、町内企業から町内人材の確保・雇用に苦慮している旨の声があることを踏まえ、町内企業等と連携し、町民の方々に町内企業を就職先として選択していただける環境の整備など労働力確保に取り組めます。また、地域に根差した産業としての振興を目指し、技術力の高度化や、人材育成を図ります。

観光においては、豊かな自然環境がもたらす里山や海、農水産物等の地場産品をはじめ、震災を契機に新たに発見された「線刻壁画」や大條家ゆかりの茶室等をはじめとする名所旧跡、多くの方々に賑わう観光農園などの観光施設、四季折々の催事やイベントなど、誇れる地域資源が数多く存在しています。これらの資源を観光交流拠点として十分に生かしながら、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を交流拠点施設のランドマーク※とし、周遊できるようネットワークを構築し、交流人口の拡大を図ります。そして、イベントや各種施設等の地域資源との連携により「いちごのふるさと山元町」をPRし、来訪するすべての方々に有意義な時間を過ごしていただける環境の充実を図ります。

また、産業の振興とともに、雇用と暮らしを一体的に充実させることにより、賑わいのあるまちづくりを進めます。本町の交通利便性のポテンシャルの高さを生かしながら、駅前を中心とした住環境の充実と合わせ、空き地・空き家の活用を図るほか新たな居住候補地周辺のインフラ整備等により、移住・定住者の受け入れを促進するとともに、移住・定住希望者への情報提供や生活サポートなどの充実を図り、『“来て・見て・食べて・住んでよし” 交流関係から定住へ、住むならやっぱり山元町』と誰からも親しみのあるまちづくりを進めます。



### 3 のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます

#### (学校教育、生涯学習、文化財、スポーツ・レクリエーション)

少子化の影響により、子どもたちの学びを取り巻く環境は厳しくなっています。若者を対象とした調査でも、10年後の町のあり方として「子育て・教育環境が充実したまち」の選択が多く、町民意向調査の割合と比較すると10ポイント以上高く、関心が高いことが傾向として挙げられます。今後、児童・生徒の減少に伴う学校再編の検討に合わせ、幼児教育との連携を図りながら、子どもたちの学力向上や適切な心身の発育につながるようなより良い教育・学習環境の整備を推進します。



また、中学生アンケートでは、「山元町が好き」と回答した割合は7割を超えています。しかし、「山元町で自慢できるもの」に対して「ある」と回答した割合は半数以下となっており、本町の未来を担う地域の宝である子どもたちの一人ひとりに、郷土への誇り「郷土愛」が育くまれていく取り組みを、地域・家庭と一体となって進めます。

さらに、誰もが生涯にわたり活躍できるよう、生きがいをもって学ぶことのできる環境づくりを進めるほか、本町の多様な資源を生かし、歴史・伝統文化・芸術に触れ合う機会を創出するとともに、スポーツやレクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。



#### 4 快適な生活を支える、コンパクトで安全・安心なまちづくりに取り組みます (防災・減災、防犯、交通安全、都市整備、公共交通、上下水道)

再び発生する可能性のある地震災害、水害、土砂災害などの自然災害から町民の生命、財産を守るために、「自助・共助」※の理念のもと、訓練や防災教育により意識を高めるとともに、地域の自主防災組織※の機能強化など、地域と行政が連携した体制の構築を目指します。

また、防潮堤や防潮林、高盛土道路による多重防御対策※を継続して実施するとともに、避難路などを整備することにより、防災・減災対策の充実を図ります。

日常の防犯活動については、地域ぐるみの防犯に努め、安全・安心できる地域社会づくりを目指します。

震災後に整備された新市街地を中心にコンパクトシティ化を推進し、更なる町民の生活利便性の向上と災害からの被災リスクを軽減するまちづくりを目指します。

公共道路は、高規格道路※や鉄道駅などの主要交通網との連携を図りながら、ネットワークの充実を図ります。また、J R常磐線や町民バス等を地域の身近な交通手段となるべく、交通弱者※対策などに対応しながら、公共交通の利便性の向上を図ります。

生活を支える上下水道・浄化槽については、汚水処理計画に基づき効率的な整備を進めます。これらの基盤整備を総合的に進めることで、誰もが笑顔で快適に生活できる環境づくりを目指します。

公共交通の写真等イメージ



## 5 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます

### (環境保全、廃棄物・循環型社会、地域コミュニティ・協働、行財政運営)

本町の東側には太平洋が広がり、西側には阿武隈高地から連なる丘陵地が広がり、全域の約6割が森林や農地、河川などの緑に覆われ、豊かな自然環境に恵まれています。森林面積は年々減少しております。

中学生のアンケートでも、「自然の豊かさ」についての満足度は高い反面、町民意向調査では、「自然環境の保全」についての満足度が低いという傾向が出ています。森林や河川、海などの本町の宝である豊かで美しい自然環境を、次の世代へと受け継いでいくための取り組みを進めます。

廃棄物については、不法投棄の防止など意識啓発を図りながら、3R※による適正処理など循環型社会の形成を目指します。

山元町町民憲章※には、「みんなの力でゆたかな町をつくります」という理念が位置付けられており、町民協働※によるまちづくりが謳われています。町民一人ひとりのまちづくりに対する意識を高めながら、町民が主体となって活躍できる地域自治の実現に向けた取り組みを支援します。

町民一人ひとりの人権が尊重され互いに認め合えるまちづくりを推進するとともに、町内に住み、働く外国人も含め誰しものが安全に安心して暮らし、誰もが幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

また、厳しい行財政運営の中、多様化する住民ニーズに対応するために、広域的な連携、人工知能（AI）やIoTの導入等による行政運営の効率化、民間活力の活用などを図りながら、行政サービスの質と町民の満足度のバランスを図りながら効率的な行政運営を目指します。

大切な自然環境を保全しながら、身近なごみのリサイクルなどにより日常の生活環境の向上も図り、コミュニティの再構築などを進め、町民一人ひとりの負担をできる限り抑制できるようなまちづくりを進め、超高齢化を伴う人口減少社会に適応できる低コストで持続可能なまちづくりに取り組みます。



【第6次山元町総合計画基本構想の構成】







## 第3編 基本計画

イメージ

## 第1章

# 健やかなくらしをともに支える

## まちづくりに取り組みます

### 【施策体系】

| <div>健やかなくらしをともに<br/>支えるまちづくりに<br/>取り組みます</div> | 分野                                       |            |            |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------|------------|------------|
|                                                 | 1 子育て環境<br>2 保健・医療<br>3 障がい福祉<br>4 高齢者福祉 |            |            |
|                                                 | 目標指標                                     | 現状値（2018年） | 中間値（2023年） |
|                                                 | 合計特殊出生率<br>※ <b>現状値</b> は2008年～2012年の平均  | 1.11       | 1.19       |
|                                                 | 3歳児虫歯のない子どもの割合                           | 75%        | 80%        |
|                                                 | 特定健診受診率                                  | 49.1%      | 55%        |
|                                                 | メタボリックシンドローム※該当者率及び予備群                   | 37.1%      | 30%        |
|                                                 | 就労移行支援事業※の利用者数                           | 4人         | 6人         |
|                                                 | 認知症サポーター養成講座受講者数（累計）                     | 733人       | 1,300人     |
|                                                 |                                          |            | 1,900人     |



## 【現状と課題】

- ◆ 時代の変化とともに子育てに関わる環境・課題が複雑化しており、多様なニーズに応じた子育て施策が求められています。
- ◆ 子育て環境の向上に向けて児童館、子育て支援センター、山下第二小学校児童クラブ等の機能を備えた「こどもセンター」を平成 28 年度に開所し、町の子育て拠点として多くの方々に利用されています。今後は、子育て拠点施設の利便性の向上を図り、さらなる利用者拡大に向けた取り組みを実施する必要があります。
- ◆ 「つばめの杜保育所」の入所希望者数の動向を踏まえ、町内私立幼稚園や民間事業者を含めた子育て支援事業者との連携強化を図るとともに、地域住民と連携した地域ぐるみの子育て支援事業への取り組みを拡大する必要があります。
- ◆ 経済的に困窮した家庭等が増えており、子どもの適切な医療機会の確保と子育て世帯の経済的負担軽減を図る必要があります。
- ◆ 地域と学校を結ぶ協働教育が円滑に推進されるよう、組織づくりや活性化を図り、地域人材の育成及び学校支援の仕組み作りを構築するとともに、地域と学校が一体となって、児童生徒の見守り活動や学校周辺の環境整備が求められています。

## 【施策の基本方向】

子どもの成長に応じた多様な子育てニーズに対応する、きめ細かなサービスが充実したまちづくりを進めます。

## (1) 地域における子育て支援サービスの充実

- 子育て支援センターにおける地域の子育てに関する相談・交流の促進や利用者の保育ニーズに対応した一時預かりやファミリー・サポート・センター事業など、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 既存の町内私立幼稚園や子育て支援団体等との連携、強化を図り、地域の子育て環境の拡充を図ります。

## (2) 母親と乳幼児等の健康の確保・増進

- 母子の健康の確保・増進に向け、各種の乳幼児健康診査や相談・指導等を推進するとともに、むし歯予防や食育の推進を図ります。
- 高校生までの医療費助成を継続して実施するとともに、さらに制度の拡充に向けて検討します。

### **(3) 子どもの健やかな成長を支える環境の充実**

- 子育て拠点施設を中心とした子どもの健やかな成長を支える環境の有効活用を図ります。

### **(4) 子どもの安全・安心の確保**

- 関係機関・団体との連携により、交通安全対策や犯罪等の被害から子どもを守るための活動等を推進し、子どもの安全確保に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待防止対策の充実をはじめ、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進、障がい児施策の実施等、要保護児童と家庭に対するきめ細かな取り組みを推進します。
- 児童クラブにおいて、小学校児童の放課後等の安全・安心な生活環境を支援していきます。

### **(5) 家庭・地域の連携による教育力の向上**

- 家庭教育に関する講座・教室等を開催し、情報メディアを活用するなど子育てに関する学習の機会を提供するとともに、広報活動などによる情報提供を充実しながら、家庭における教育力の向上を図ります。
- 子育てサポーターの養成等により、家庭と地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育む環境を整備します。

### **(6) 健全な社会環境づくり**

- 関係団体と連携し非行の防止に関する活動を促進するとともに、広報・啓発活動の推進等を通じて地域における声かけ運動やあいさつ運動等を促進し、健全な社会環境づくりを進めます。

### **(7) 青少年の健全育成活動推進体制の充実**

- 青少年健全育成に取り組む団体の育成を図るとともに、家庭・地域・学校・行政等が一体となった青少年健全育成のネットワークづくりを進めます。
- 青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動等への参画機会の充実を図り、積極的な参画を促進します。

## 【現状と課題】

- ◆ 妊娠、子育てに不安を持つ人も多く、妊娠期から切れ目のない相談支援を実施できるよう、必要に応じて関係機関と連携を図る必要があります。
- ◆ 各種検診の未受診者による疾病の重症化等がみられることから、医療費の抑制を図るためにも、検診の普及啓発や受診勧奨を行い、早期発見、早期治療への結びつけが必要です。
- ◆ 生活習慣に起因する肥満やむし歯、高血圧性疾患の増加など課題も多く、乳幼児期から継続的した運動・食生活の支援が必要です。
- ◆ 震災により生活環境が大きく変化し、不安を抱えている人が多いことから、積極的に「こころのケア」を行っていく必要があります。

## 【施策の基本方向】

予防に重点をおいた「こころ」と身体の健康づくりの推進により、子どもから高齢者まで元気で健やかに暮らせるまちづくりを進めます。

## (1) 健康的な生活習慣づくりの推進

- ・ 母子手帳交付時から継続した支援を行えるよう山元町版ネウボラ※としての子育て世代包括支援センターにおいて、訪問や相談、講座等を定期的に開催し、母(父)と子の健康づくりを推進します。
- ・ 予防接種や疾病の早期発見・早期治療に向けた各種健(検)診への受診を呼びかけるとともに、各種健(検)診メニュー、健康づくり事業の充実を図ります。特に対策が求められているメタボリックシンドロームやむし歯罹患については、重点的に改善を図ります。
- ・ 生涯にわたりこころの健康を保てるように、各世代の特徴を踏まえたこころの健康づくり事業を推進します。また、引きこもり相談窓口の周知を図るとともに、専門医とともに「こころのケア」に努めます。

## (2) 健康づくり支援体制の整備

- ・ 地区組織や関係団体との協働により地域での健康教室や健康相談などに積極的に取り組んでいくことで、地域ぐるみの健康づくりを推進します。

## (3) 地域医療※体制の整備

- ・ 本町医療の拠点病院である宮城病院の診療機能の維持・向上を図りながら、近隣自治体である亘理町や町内医療機関との連携を強化し、地域医療体制の構築を推進します。

## 【現状と課題】

- ◆ 重度の心身障がいのある方とその家族の経済的負担を軽減し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、医療費助成や自立支援、福祉タクシー利用助成等、安定的な生活を確保するためにこれら事業の継続が必要です。
- ◆ 障がいのある方が住み慣れた地域で、自立し安心して暮らすことができるよう、就労を含めた日中活動ができる場の仕組みづくりが必要です。
- ◆ 障がいのある方の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えながら、地域で安心して暮らせるために、どのような機能をどれだけ整備していくか、既存のサービスの確認やニーズ調査の継続が必要です。

## 【施策の基本方向】

誰もがともに支え合い豊かに暮らせるまちづくりを進めます。

## (1) 障がいのある方への施策の総合的推進

- ・ 障がい福祉サービスの充実、相談支援体制の整備、地域生活支援拠点等の整備、新たな事業体系における障がい福祉サービスの提供など関係機関と連携を図ります。

## (2) 広報・啓発活動等の推進

- ・ とともに暮らせる社会を目指し、障がいのある方への理解を深めるための広報・啓発活動、福祉教育の推進とともに、障がいのある方の団体への活動支援に努めます。

## (3) 療育支援体制の充実

- ・ 幼児期から福祉や教育などの関係機関と連携を図りながら、個々の状況にあったきめ細やかな療育支援を実施します。

## (4) 就労機会の拡大と社会参加の促進

- ・ 関係機関との連携により、相談機会の充実や事業所への啓発に努めるとともに、福祉的就労の場の確保を図り、障がいのある方の社会参加を促進します。

## 【現状と課題】

- ◆ 急速に進む高齢化社会の中で、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できるように、各種健康づくり事業や介護予防事業の実施、健全な介護保険事業の運営の継続が必要です。
- ◆ 高齢化の進行とともに一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加が見込まれ、高齢者の生活を支える多様な主体が協力、連携し高齢者の暮らしを見守り、支える仕組みづくりが必要です。
- ◆ 地域包括ケアシステムの構築目的に、健康づくり運動の普及や町独自事業としての通所型サービスの普及に努めてきましたが、参加者の増加と新たな介護予防ボランティアとなる人材の育成が必要です。

## 【施策の基本方向】

誰もが地域で安心して、いきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

## (1) 高齢者施策推進体制の充実

- ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況の点検・評価を行い、推進体制の強化を図ります。

## (2) 介護保険サービスの提供

- ・ 民間事業者と連携して在宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの提供に努めます。

## (3) 地域包括ケアシステム※の構築

- ・ 住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事ができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制づくりを強化します。

## (4) 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

- ・ 介護予防ボランティア養成・育成、通いの場作りと移動手段の確保等を推進し、高齢者が安心して生きがいを持っていきいきと生活し、社会参加できるまちづくりの実現を目指します。
- ・ 高齢者の低栄養・虚弱・生活習慣病等の重症化を予防し、健康寿命延伸に向け、健康増進のための教室、講座等を定期的を開催し、高齢者の健康づくりを推進します。



## 第2章

# 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれる

## まちづくりに取り組みます

### 【施策体系】



## 【現状と課題】

- ◆ 沿岸部においては、効率的で生産性の高い農業を目指し、東日本大震災の津波で被災した農地や宅地跡を集約・大区画化する農地整備事業が行われ、ほぼ全域で営農が再開されました。また、農地整備事業とあわせて、排水施設の機能強化を推進してきました。
- ◆ 東日本大震災以降これまでの間、被災沿岸部の約8割の農家が離農する状況下、いちごをはじめとする施設園芸作物や露地野菜、果樹、芝生、水稻などを生産する18もの新たな農業法人が次々と立ち上がり、被災農地の新たな担い手としての役割を担っているほか、雇用の創出、交流人口の拡大にも資するなど、農業復興はもとより、地域活性化の原動力となっています。
- ◆ 高齢化や後継者不足により、一次産業に従事する人口は大幅な減少が続いており、IoTをはじめとした新たな技術による効率的な作業システムの導入や、本町の魅力を最大限に生かした産業の構築が求められます。農林水産業の持続的な発展を図るため、今後とも引き続き、生産者・従事者の所得向上や経営の安定、担い手の確保等を図っていく必要があります。
- ◆ 漁業については、新式の漁具が新たに導入され、特産品のホッキ漁が本格再開し、今後は水揚げ量の回復が期待されます。
- ◆ 町内においても、過疎化・高齢化や離農等の進行により、地域内における農業施設の維持活動が農家や地区住民の負担となっております。今後は、更なる負担増が見込まれます。このため、農業施設の維持活動を支援する取り組みや、活動組織を広域化し、町内全域で支援できる体制づくりが求められます。
- ◆ 農林水産業の持続的な発展を図るため、環境に配慮した取り組みのほか、農業生産及び漁獲した農林水産物の安全性の確保が求められています。
- ◆ 町面積の約3割にあたる森林を有していますが、その大部分について適切な経営管理が行われていないため、森林の循環利用が図られていない状況となっています。森林の循環利用を図るとともに、林業生産活動を通じた森林資源の質的充実、水源涵養※、山地災害防止等の公益的機能を発揮させるため、森林の保全・育成の推進と意欲ある担い手の確保が課題となっています。

## 【施策の基本方向】

地域の資源を最大限に生かしながら、様々な人材が活躍し“稼げる”農林水産業のまちづくりを進めます。

## (1) 農林水産業における担い手の育成・確保

- 持続的な営農体制を構築するため、意欲ある認定農業者※や新規就農者に対し、農地中間管理機構※を活用した農地の積極的な利用集約・集積を推進し、担い手経営体や集落における営農組織の育成に努めるほか、法人化の促進や企業との連携に向けて支援します。
- 小規模多品目園芸作物の栽培など、新たな売れる農産物の生産に取り組む農家の支援を行います。
- 林業については、森林資源を適切に管理し、意欲のある林業者の育成・担い手確保への取り組みを推進しながら、森林資源の有効活用を図ります。
- 漁業者の所得向上及び経営の安定に向けた支援に取り組み、後継者の育成・担い手の確保を図ります。
- 関係機関や団体との連携や施設整備の促進により、労働環境及び労働条件の改善、並びに後継者・新規就業者の育成・確保を図ります。

## (2) 農業生産基盤の強化

- 農業の生産性向上を図るため、地域の実状に応じ、用排水の整備や農業用施設の維持、長寿命化への事業支援を進めます。
- ほ場の大区画化・集積の利点を生かした効率的な土地利用型農業の推進を図るため、機械導入等の支援を行います。

## (3) 農林水産物のブランド化と6次産業化の推進

- 新たな特産品の開発に向け、農水産物の掘り起こし及びブランド化に取り組めます。
- 生産者自身や地元産業と連携した新たな商品開発や販路開拓のほか、6次産業化に向けた取り組みに対して支援します。
- 農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」を6次産業化商品の販促拠点施設と位置付け、販路拡大と情報発信に努めます。

## (4) 地産地消の推進

- 地元食材の活用や郷土の食文化を継承していくために、地元食材を積極的に取り扱う店舗の推奨などの取り組みとあわせ、学校給食における地元産の農林水産物の利用を促進するなど、地産地消を推進します。

## (5) 耕作放棄地対策の推進と良好な農村環境の維持

- 農地の持つ多面的機能※が十分発揮されるよう、耕作放棄地の発生防止及び再生利用に努めるとともに、農地の適切な保全管理と良好な農村環境の維持を図ります。

- 
- 有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害対策実施隊や関係機関と連携し捕獲率の向上に努めるとともに、個々による被害防止への取り組み推進に向け、各種支援を講じます。
  - 農業振興地域内に、用排水不良等営農条件により、担い手への集約・集積も難しく不耕作となっている農地が多数存在することを踏まえ、土地の有効活用が図られるよう、関係機関と連携・調整しながら、農業振興地域の見直しに取り組みます。
- 

#### **(6) 環境に配慮した農業・漁業の振興**

- 有機栽培や化学肥料・化学合成農薬使用低減への取り組みに加え、作物生産に伴う環境への影響等に関する新たな知見と適切な対処に必要な情報収集に努めながら、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進を図ります。
  - 漁場環境の保全を図るとともに、資源管理型漁業を推進し、長期的な視点での漁業振興を図ります。
- 

#### **(7) 計画的な森林整備と森林保全・育成**

- 森林所有者の合意形成を図りながら、意欲と能力のある林業経営者への集積・集約化する取り組みを進め、林業の成長産業化と森林の適切な管理を行うことができる体制の確立に努めます。
  - 森林の持つ多面的機能が十分発揮されるように、健全な森林整備の必要性を周知する取り組みを通じ町民及び関係者に意識の高揚を図りながら、森林の保全・育成の推進を図ります。
  - 森林の適正管理・循環利用を促進するため、森林間伐材の有効利用が図られる枠組みの構築に取り組みます。
-

## 【現状と課題】

- ◆ 新市街地に新たに商業施設の誘致を行い、日用品や食料品などの最寄品の町内購買率が大幅に上昇しました。しかし、町民の日常的な買い物場所に対するニーズは依然として高いことから、引き続き町内の購買需要に応えうる個々の商店のサービスの向上等を促進していく必要があります。
- ◆ 町内への企業誘致の実現に向け、優遇制度の見直し検討や各種支援を通じたワンストップサービス体制の構築、企業立地セミナー、用地確保等に取り組み、震災後、商業施設も含め 15 社の誘致や事業拡大が実現しました。H30 年 5 月時点で合計 170 名を超える雇用を創出(うち 26 名町内雇用)しています。今後、沿岸地区非農用地や町内各地の土取場跡地等、土地の有効活用を図るうえでも企業誘致を継続して取り組む必要があります。
- ◆ 中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、引き続き中小企業振興資金融資制度※、中小企業振興資金利子補給事業※や中小企業振興資金保証料補給事業※等を継続し、中小企業者の負担軽減を図る必要があります。
- ◆ 新たな特産品の創出及び販路開拓に向けて策定した、ブランド推進計画に基づき山元ブランド認証制度を開始し、認証品は計 20 品目に達しています。今後はさらなる認証対象の拡大を検討するとともに、認証品のPR等が必要です。
- ◆ 誘致企業などが可能な限り地元採用を意図しているものの、現状は求人数が求職数を上回っており、町民の町内企業への就業希望が少ない状況であることから、できる限り町民の町内就業促進を図るとともに、企業誘致を円滑に進めるためにも、企業に必要とされる人材を育成することが重要です。

## 【施策の基本方向】

町民生活を豊かにする産業の活性化と、ニーズに応じた働く場が確保されるまちづくりを進めます。

## (1) 経営基盤の強化

- 商工会との連携により、支援体制の強化を図り農林業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。
- 厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

## (2) 振興拠点の整備と活性化

- 商工会や県等関係機関と連携して起業・創業支援を行うとともに、既存資源の有効活用(町内空き店舗の活用等)による起業者の負担軽減を図るなど、起業・創業を通じた賑い創出に努めます。



- 商工会と連携した支援体制により、地元に着した魅力ある商店づくりを推進し、商業活動の活性化を目指します。
- 新市街地を中心とした買物利便性の更なる向上を図るとともに、町全体へと利便性が波及する取り組みを推進します。

### (3) 団体の育成・強化

- 商業振興の中核的役割を担う商工会等商業団体の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。

### (4) 既存中小企業の経営体質・基盤強化の促進

- 商工会等との連携により、研修・相談機会の拡充や情報提供の充実等、支援体制の強化を図り、経営意欲の高揚や後継者の育成、事業の拡大等を促進します。
- 厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質・基盤の強化を促進します。

### (5) 特産品のPR・開発への支援

- 本町を代表する特産品・土産品を町内外に広くPRするほか、新規商品の開発にも取り組みます。
- 山元ブランド認証事業者や町内生産者等と連携し、地場産品の知名度向上や販路拡大、生産技術の向上や“売れる”商品開発を図るなど、高品質かつ魅力的な物産の提供を通じ、町全体の魅力向上を図ります。

### (6) 企業誘致の推進

- 町内に国道、自動車専用道及び2箇所のインターチェンジ、鉄道及び2つの駅が揃い、かつ仙台空港や仙台港にもアクセスが良い恵まれた交通環境を生かし、発展的可能性を見据えながら関係機関との連携を図り、用地確保・整備により企業誘致活動を推進し、活力ある地域産業を展開します。

### (7) 地域企業の人材の確保と育成

- 技能労働者等の質の向上を図るため、教育機関や職業訓練機関と連携を密にし、人材の育成に努めます。
- 関係機関と連携を図り、中学生の職場体験、トライアル就業※やUIJターン就職支援など、企業と就職希望者等を繋ぐ取り組みを推進し、人材の確保に努めます。
- 高齢者の生きがいづくり、社会参加、健康増進を目的に、臨時的、短期的な就労機会を確保するため、山元町シルバー人材センターの機能の充実強化を図ります。

#### (8) 町内企業との連携強化及びP R活動の実施

- 地企業の定期的な訪問や相談を実施し、きめ細やかな情報収集を図り、企業が抱える課題の集約と解決に努めます。
  - 企業の立地状況や事業内容等についての情報が不足しているとの声があることを踏まえ、企業情報の発信を強化するなど、優良企業のP Rを図るとともに、雇用のマッチングを図ります。
-

## 【現状と課題】

- ◆ 人口減少・少子高齢化が全国的にも進展する中、観光・交流人口の拡大による地域活性化が求められており、震災後、8回にわたる「ふれあい産業祭」の開催には、復興支援自治体との交流・連携のもと全国ご当地グルメなどを目玉に、地場産品の販路拡大や観光交流の情報発信等を行い亘理郡内においても最大規模の集客を誇る一大イベントに成長しましたが、今後は復興から創生へと軸足を移す中、これまで培った集客力を基に、町民が多く関わり、誇れるイベントへと育てていく必要があります。
- ◆ 農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」は待望のオープンから大勢の利用客で賑わいを見せており、盛況な状態が続いています。今後は、リピーターの確保やいちご等主要特産品の端境期における目玉商品の開発及び新たな観光コンテンツの作成を進め、観光拠点としてランドマークになることが期待されます。
- ◆ 県内外のイベントや展示会等において、山元ブランド認証品をはじめとする、高品質かつ魅力的な町内の逸品(ブランド品)のPRと販路拡大を図るとともに、これらの物産等を活用し、町の知名度向上と魅力向上を図り、交流人口の拡大を図ることが必要です。
- ◆ 現在町内で行われている各種観光・交流イベントや観光拠点、歴史文化資源などの有機的な連携による相乗効果により、更なる交流人口の拡大を図る必要があります。

## 【施策の基本方向】

これまでに培った地域固有の資源を生かしながら、観光客も含めた魅力ある交流・体験観光のまちづくりを進めます。

## (1) 地域特性を生かした観光・交流機能の拡充

- 関係機関・団体や町民との協働により、グリーン・ツーリズム(農林漁業の体験やその地域の歴史や自然に親しむ余暇活動)、サイクル・ツーリズム(自転車観光)、景観や自然の素晴らしさを感じられる各種イベント等の開催、歴史や文化を感じられる施設掘りおこしと活用など地域資源を生かした観光・交流機能の拡充・整備に取り組みます。

## (2) PR活動の充実と誘客推進

- パンフレットやポスターの作成、SNSやホームページの充実、各種イベントでのPR、マスコミの活用等を通じ、本町の観光についてのPR活動を推進します。また、観光案内板等の整備を図ります。

- 
- 震災や観光などを機に本町につながりを持った人など、町外に向けたPRを的確に実施します。
- 

### **(3) 周遊観光体制の充実**

- 町内の施設、自然、歴史、文化、行事イベントなど観光資源のネットワーク化を進め、周遊ルートやモデルコースを設定するとともに、必要に応じたルート上の施設整備や周遊手段(足)の確保に取り組みます。
  - 広域交通網を生かした観光振興を図るため、広域的連携を強化し、広域観光ルートづくりや広域的なPR活動の推進、旅行代理店への情報発信等、地域一体となった観光振興施策を推進します。
- 

### **(4) 観光推進体制の充実**

- 観光振興の中核的役割を担う(株)やまもと地域振興公社等、地域の観光団体の育成・強化を図り、各種活動の一層の活発化を促進します。
  - 町全体での「おもてなし」意識の高揚に努め、地域協働による観光客受け入れ態勢の構築を図ります。
  - 観光ガイド等の育成・確保により、観光客の受け入れ態勢の充実・強化を図ります。
- 

### **(5) 産業としての観光振興**

- 特産品の開発及び販売強化と、本町ならではの郷土食の提供を目指し、観光を契機とした産業の充実に努めます。
  - 農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」の周辺を含めた整備を推進し、観光交流拠点の核として町の観光交流産業を牽引し、イベントや販売促進の企画及び広報宣伝により生産者の所得向上を目指します。
- 

### **(6) インバウンドの推進**

- 全国的に増加傾向にあるインバウンドの受け入れを促進するために、外国人が訪れやすい環境づくりに向け、観光施設の受け入れ態勢を強化します。
  - 外国語版のパンフレット等を作成するほか、役場窓口や観光関連施設における対応の充実に努めます。
- 

### **(7) 国際交流の推進**

- 国際交流活動の中心となる国際交流協会の活動支援、国・県等の国際交流事業の情報提供等を行うことにより、町民の国際化への意識を高めるとともに、町民による国際交流活動の促進に努めます。
-

## 【現状と課題】

- ◆ 人口の減少を抑制し、移住・定住の促進と地域活性化を図るため、新たに住宅の取得等を行う新婚・子育て世帯の新規転入者等へ県内最高水準の補助金を交付するとともに、町の最重要課題である少子高齢化、年齢構成のアンバランス化を解消し、「子育てするなら山元町」、「住むならやっぱり山元町」の実現を図るための取り組みが必要です。
- ◆ 空き宅地や未利用地等の活用を図るため、ホームページ等を活用するなど、常に最新の「空き地・空き家情報」を提供していますが、登録者数が少ないことから登録を促すための対策が必要です。
- ◆ 一人でも多くの町民が、安心して快適に暮らし続けることができるよう、良好な居住環境の形成が求められます。また、近年、空き地・空き家の増加が深刻となっており、その対策が必要です。

## 【施策の基本方向】

魅力ある住環境の創出により、多様な世帯が住まう場としてのまちづくりを進めます。

## (1) 魅力ある住まいの提供

- 多様なニーズに対応するため、生活環境(教育や保育、福祉等)にも配慮した環境整備や外部人材等を活用し、関係部署と連携を図りながら、定住人口確保の取り組みを促進します。
- 空き地や空き家情報を積極的に収集し、的確に発信していきます。

## (2) 快適な住環境の創出

- 買い物や通院などの生活関連サービスの充実、利便性の高い公共交通体系の整備などにより、便利で快適な暮らしができる魅力ある住環境を創出します。

## (3) 就業支援の実施

- 町内企業等の求人情報の提供や新規起業支援などを行い、就業機会の確保を図ります。

## (4) 空き家対策の実施

- 空き家所有者に適切な維持管理を働きかけていきます。
- 中古住宅購入・リフォームへの補助金により、資源の有効活用と循環を図ります。

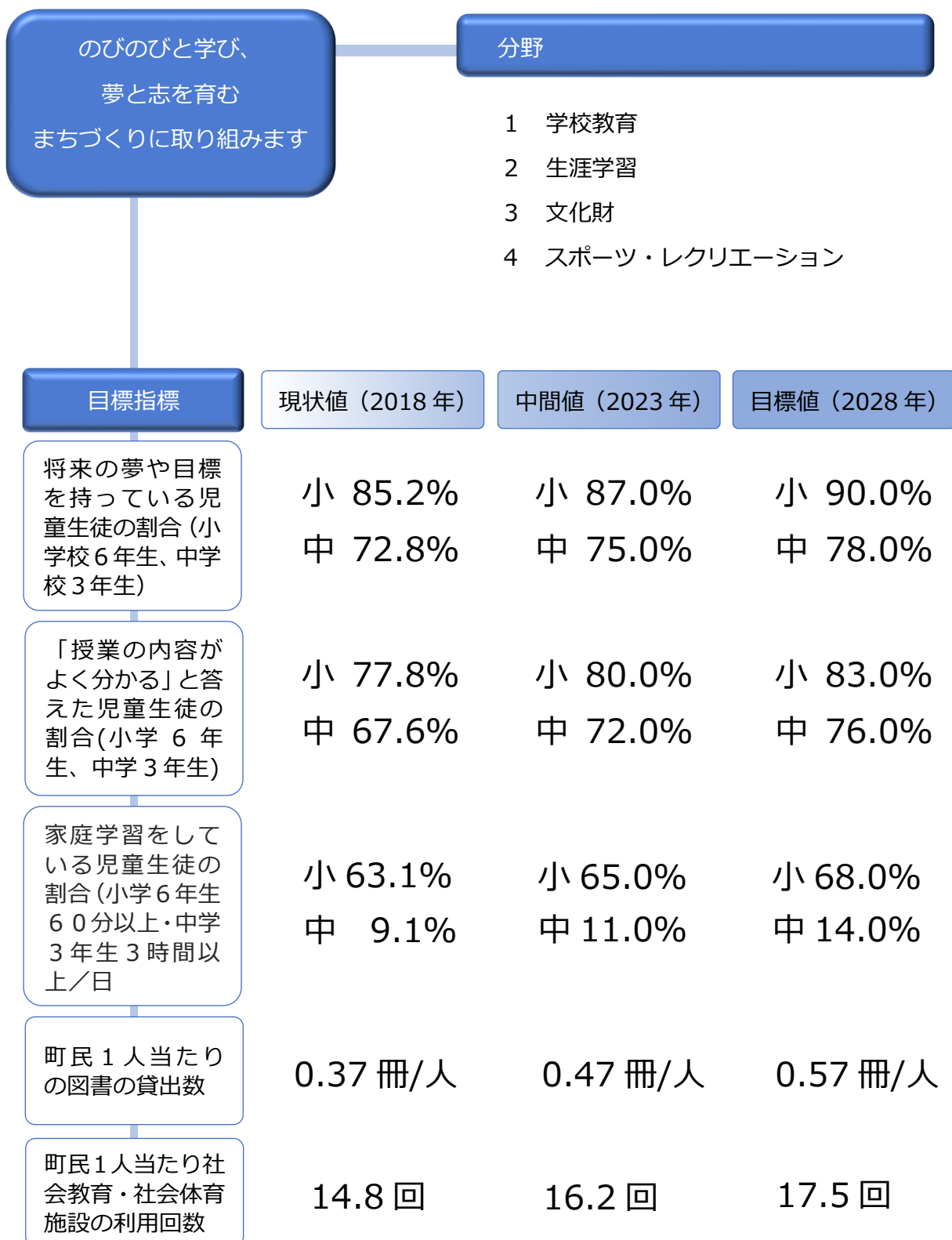


### 第3章

## のびのびと学び、夢と志を育む

### まちづくりに取り組みます

#### 【施策体系】



## 【現状と課題】

- ◆ 児童・生徒たちの豊かな人間性の育成などをめざし策定した、「宮城県教育振興基本計画」や「山元町教育振興基本計画」に基づき、夢や志を持ち、その実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、たくましく社会を生き抜く児童・生徒の育成に努めています。
- ◆ 今後も見込まれる児童生徒数の減少による、複式学級の編制や男女比のアンバランス、本務教員の確保、部活動数の縮減などの課題を踏まえ、平成 30 年 12 月に策定した小・中学校再編方針で、小学校は「10 年後を目途に1学校区」、中学校は「2021 年4月に現山下中学校を活用し1学校区」と示しております。
- ◆ 本町の小・中学生の学力は、全国学力学習状況調査の結果では、ここ数年、小・中学校ともに、全国・県平均を下回る結果が見られることから、基礎的な学力の定着と活用する力の伸長を図る必要があります。
- ◆ 新学習指導要領への移行等、教育環境が今後さらに変化すると考えられる状況において、学力向上や体力・運動能力向上、基本的な生活・学習習慣の習得はもちろんのこと、児童生徒がよりよい学校生活を送れるよう、コミュニケーション能力の向上、児童生徒の「こころ」のケアにも注力することが大切です。
- ◆ 地域や各種関係団体等との協働による教育環境の整備とともに、知・徳・体の各分野の課題を踏まえた、学校教育の充実を図る必要があります。
- ◆ 児童生徒が町防災訓練において災害対応業務の一端を担うことにより災害等発生時における自助・共助のあり方を学ぶ防災学習の実施や小学校の総合的な学習の時間においては、防災拠点施設や震災遺構として整備する「旧中浜小学校」の見学等を実施し、防災教育の充実が図られています。特に生徒にあっては、災害発生時の避難所等において、自発的に行動できるよう日ごろからの訓練・防災教育が必要です。

## 【施策の基本方向】

まちの将来を担うすべての児童生徒が、充実した教育環境のもと楽しく学校生活を送れるまちづくりを進めます。

## (1) 志教育の推進

- 児童生徒一人ひとりが将来の職業人、社会人としての自己を見据えて、主体的に学ぶ意欲と目標を持って努力していけるよう、小学校から中学校までの系統的な教育活動を通じ、勤労観や社会性を養い、自らの生き方について主体的な探求を促す志教育に取り組みます。

## (2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長

- 児童生徒一人ひとりが分かる喜びを実感しながら学力を身に付けられるよう、校内研修への支援などを通じた教科指導力の向上、少人数指導による指導体制の充実、家庭・地域と連携した基本的生活習慣や学習習慣の確立などに取り組みます。
- 児童生徒一人ひとりがそれぞれのもつ夢の実現に向けてさらなる学力向上が図れるよう、規則正しい生活の確立、家庭学習の充実、ゲーム・スマートフォンの使用時間について町独自に定め、全校共通で指導する「山元の子ども3つの約束※」に取り組みます。

## (3) 学校間・幼稚園・保育所・小学校の連携促進

- 幼稚園・保育所・小学校の連携と学校間での交流を促進し、幼稚園・保育所から小学校、小学校から中学校への円滑な移行と中学校卒業までの一貫した支援に取り組みます。

## (4) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

- 小学校段階では、地域学習を目的に作成している社会科副読本「わたしたちの山元町」を活用し、ふるさと山元を大切に思う郷土愛の醸成を図ります。
- 様々な体験活動、文化活動等の推進を通して、規範意識の醸成、コミュニケーション能力の育成を図るほか、いじめ、不登校等に対応する教育相談活動の充実、関係機関が連携したネットワークの構築など、多様な支援に取り組みます。

## (5) 健康な身体づくりと体力・運動能力の向上

- 子どもたちがスポーツに親しみ、自ら身体を動かそうという意欲を引き出すため、授業や行事を通して運動好きな子どもを育てる学校教育を推進します。
- 本町の食文化についての理解を深め、食に関する体験や交流を通じた食育の推進に取り組みます。

## (6) 学習環境の整備充実

- 児童生徒が安全で質の高い教育環境のなかで安心して学べるよう、学校の計画的な改修やICT環境の整備、教材教具の充実を図ります。
- 児童生徒の教育に要する保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助制度や奨学金制度、給食費補助による援助に取り組みます。

#### (7) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり

- 地域と学校を結ぶ協働教育が円滑に推進されるよう、組織づくりや活性化を図り、地域人材の育成及び学校支援の仕組みづくりを構築するとともに、地域と学校が一体となって、児童生徒の見守り活動や学校周辺の環境整備活動等を推進します。

#### (8) 国際理解を育む教育

- ALT(外国語指導助手)等を活用した、小・中学校での外国語活動等をとおして、他国の文化の理解やともに生きていくための能力、態度を育成し、国際化する社会の中で、生き抜く力を養えるよう取り組みます。

#### (9) 防災教育の推進・充実

- 震災の教訓を生かし、災害から自分の命を守り、身近な人を助ける自助・共助が重要であることを児童生徒に理解させるとともに、日ごろの教育・訓練の積み重ねにより災害を減ずる技術を習得させるなど、防災教育の推進、充実に取り組みます。

#### (10) 小・中学校の再編と学校教育の充実

- 今後も見込まれる児童生徒数の減少による、複式学級の編制や男女比のアンバランス、本務教員の確保、部活動数の縮減などの課題を踏まえ、児童生徒にとってよりよい学び(学校生活)ができるよう、小・中学校の再編に取り組みます。
- 町としての教育の方向性や取り組むべき課題について協議するとともに、知・徳・体の各領域における課題や改善策について検討し、町全体として学校教育の充実に取り組みます。

#### (11) 小・中学校の再編に伴う廃校となる校舎等の活用

- 学校再編により、廃校となる校舎等については、学校施設が備える防災や地域の交流の場などの機能を最大限に生かした利活用を目指し、地域との調整を図りながら検討を進めます。

## 【現状と課題】

- ◆ 山下駅と坂元駅の近くには、町民が親しみをもって利用し、学びの拠点として、「つばめの杜ひだまりホール」と「ふるさとおもだか館」が整備されました。特に、「つばめの杜ひだまりホール」の学習コーナー等については、幅広い年齢層が多目的に利用し日常的に賑わっています。
- ◆ 核家族化やライフスタイルの変化などにより、伝統文化などを継承する機会が次第に少なくなっており、様々な機会を捉え、地域に伝わる祭りや郷土芸能など、継承する場の設定が不可欠です。また、誰もが芸術文化に触れたり、芸術文化に参加したりする機会が必ずしも十分ではなく、特に子どもたちが感性を磨く機会が少ない状況にあり、さらに、各種芸術文化団体の会員も震災により減少しています。青少年の成長に欠かす事の出来ない成長段階に応じた多様な体験や交流の場などの機会が少なくなっているため、意図的かつ計画的に青少年活動を企画することなどが求められています。
- ◆ ライフスタイルの変化や社会変化における人間関係の希薄化から、計画的な地域コミュニケーションづくりが求められており、地域活動やボランティア活動の推進が重要となっています。施設を有効に活用する取り組みを推進するとともに、町民みんなが集まり、学び、その成果を生かすことで、町民自らが積極的にまちづくり活動に取り組むことができる環境づくりが求められます。
- ◆ 一人ひとりが学べる環境づくりはもちろんのこと、若い世代からシニア世代、地区内の町民同士や地域間交流など、多様な人材が集うことが不可欠であり、町民が文化 芸術に親しむためのきっかけづくりとして、安価で多世代が楽しめる鑑賞の機会を充実する必要があるほか、今後は、町民誰もが生涯にわたって「学べる」機会を提供し、意欲をもって学習に取り組める環境づくりが求められます。

## 【施策の基本方向】

多彩な学びの成果を、町民みんなで生かすことのできるまちづくりを進めます。

## (1) 生涯学習事業の推進

- 幅広い年齢層に応じた学習機会を提供するとともに、学びの場としての公民館の施設環境を整え、住民との協働による学習活動の推進を図ります。
- 広報紙や町ホームページをはじめ、情報提供の充実を図ります。

## (2) 生涯学習情報の提供と図書室の充実

- 子どもから高齢者まで幅広い年齢の様々な社会教育活動を支援するため、利用者のニーズや社会情勢に沿った学習情報の提供と利用しや



---

すい図書室づくりを進めます。

---

### **(3) 地域資源を生かした生涯学習の推進**

- 地域に伝わる歴史や伝承、史跡、風土などを次代に継承していくため、地元学を学ぶ機会を提供し、郷土への誇りや愛着をもてる人材の育成を図ります。
- 

### **(4) 指導者の育成と団体等の活動支援**

- 様々な分野における指導者やボランティアの育成・確保に努めるとともに、生涯学習活動への支援、各種社会教育団体、学習団体、グループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を推進します。
- 

### **(5) 学習成果の活用**

- 町民の学習活動を支援し、学習の成果をまちづくり、人づくりに生かす生涯学習社会の実現のために、学習成果の循環を促す場の確保を図ります。
- 

### **(6) 芸術文化団体の育成支援**

- 各種芸術文化団体の育成・支援に努めるとともに、町民の自主的な芸術文化活動の一層の活発化を促進します。
- 

### **(7) 芸術文化鑑賞の機会の提供と充実**

- 町民ニーズの把握に努め、より質の高い音楽・演劇等を鑑賞できる機会の充実を図ります。
- 

### **(8) 生涯学習関連施設の充実**

- 生涯学習関連施設の整備充実とともに、利用者ニーズに応じた運用を検討するなど、施設の有効活用を図ります。
  - 老朽化した生涯学習関連施設の今後の在り方について検討します。
-

**【現状と課題】**

- ◆ 本町は、合戦原遺跡などの埋蔵文化財のほか、建造物、天然記念物、無形文化財など、様々な文化財を有しています。これらの文化財をはじめとする町の財産は、誇りある歴史や伝統・文化を象徴するものであるとともに、コミュニティ形成にも大きく寄与してきた重要な位置付けにあります。現在は、本町の地域文化を発信するための遺跡調査や、伝統・文化を継承するための住民主体の取り組みが進められています。
- ◆ 町民が誇りをもてる地域の歴史や伝統・文化を形成し、後世に繋ぐためには、地域で管理・保護に取り組む組織の構築や、保存・継承に向けた技術の継承、魅力ある地域文化としての情報発信、近隣自治体と連携した文化財活用のネットワーク形成に取り組むことが求められます。

**【施策の基本方向】**

町民が誇りをもって地域の歴史文化遺産を継承できるまちづくりを進めます。

**(1) 伝統文化の保存と継承**

- 地域に伝承される郷土芸能の後継者育成とともに、伝統文化の継承に努めます。
- 郷土芸能などを生かした広域的な交流を図り、地域の魅力づくりに努めます。

**(2) 文化財の保護と活用**

- 地域資源である歴史文化遺産の保護・活用を推進しつつ住民等の参加による歴史遺産を生かした特色ある地域づくりを進め、郷土愛の醸成を図ります。
- 地域の歴史的な文化基盤である江戸時代旧領主の大條氏関連歴史遺産等を包括した歴史ゾーンを設定・保護し、関連する文化・伝統芸能などのソフト面と複合させた活用を住民協働で進めます。
- 町の貴重な財産である各種文化財の適切な保存管理、保護を行い、文化財を広く公開する機会を提供します。
- 震災復興の過程で発見した貴重な財産(線刻壁画等)等について、国・県指定を目指した働きかけを通じ、文化財の価値観等を高めます。
- 文化財の効果的な展示やイメージキャラクター(せんこくん)を活用したPRにより、文化財の観光資源としての魅力を向上させます。
- 町の歴史と文化に触れる場の提供や、文化財保護意識の醸成や情報提供、学習機会の実施に努めます。

## 【現状と課題】

- ◆ 町民グラウンドの復旧に伴い、スポーツ団体等への支援と、町民の絆を構築するための各種レクリエーション事業を展開していますが、今後はより多くの人や、チームが参加できるよう取り組む必要があります。
- ◆ 仮設住宅解体後の町民のスポーツ活動拠点として、一層のスポーツの普及振興を図るため、町民グラウンドの機能拡張と改修を計画中であり、町民のスポーツ・レクリエーションへの関心や健康管理意識を高めていく必要があります。

## 【施策の基本方向】

あらゆる世代の町民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの機会と場が提供されるまちづくりを進めます。

## (1) 多様なスポーツ・レクリエーション活動の普及促進

- 町民のライフスタイルにあったスポーツ・レクリエーションのあり方や必要性・重要性に関する広報・啓発活動を推進するとともに、様々なスポーツ情報の収集・提供に努め、町民のスポーツへの関心や健康管理意識を高めていきます。

## (2) スポーツ団体、指導者の育成

- 各種スポーツ団体等の育成・支援に努めるとともに、地域と一体となった指導者やボランティアの育成・確保を進め、町民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促進します。

## (3) 町民の日常的なスポーツ・レクリエーション活動機会の提供

- 町民の健康増進・住民同士のつながりづくりのために、日常的なスポーツ・レクリエーションの機会と場の提供に努めます。

## (4) 運動場の整備・充実

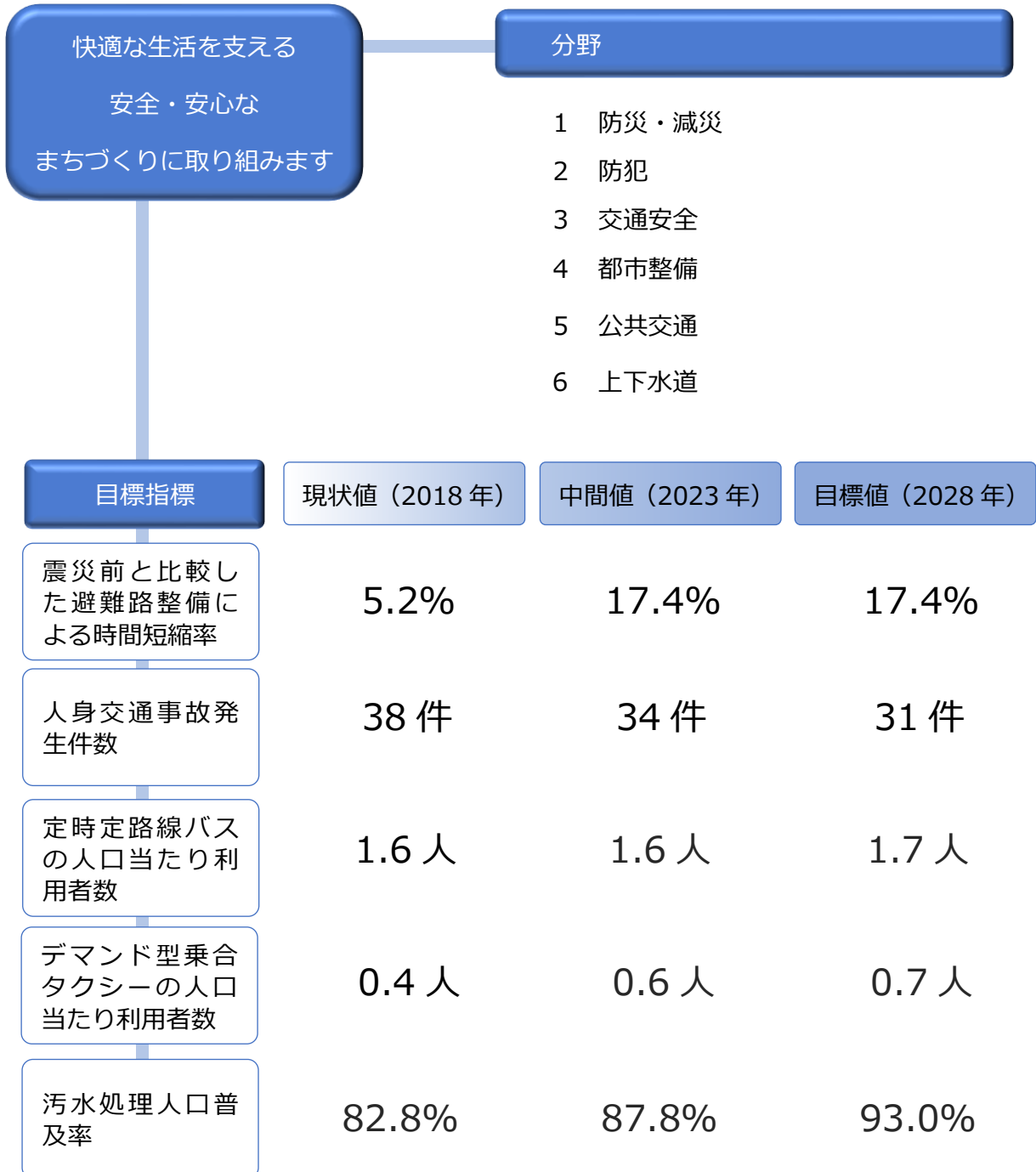
- 町民ニーズを踏まえた機能・施設を備えた運動場の整備・充実を推進します。

## 第4章

# 快適な生活を支える、コンパクトで

## 安全・安心なまちづくりに取り組みます

### 【施策体系】



## 【現状と課題】

- ◆ 東日本大震災の津波により、本町における社会基盤は壊滅的な被害とともに、多くの尊い人命が失われました。地震・津波による災害だけでなく、水害や土砂災害などあらゆる災害から、町民の安全・安心を守る防潮堤、河川堤防、排水施設等の社会基盤の強化を進め各種災害からの被災リスク軽減を図るまちづくりが求められています。さらに、町民一人ひとりが、災害発生時に迅速かつ適切な避難行動等が取れるよう支援する必要があります。
- ◆ 全国で異常気象による災害が多発しており町民一人ひとりの防災に対する関心が高まる中で、町総合防災訓練を通じて、各自主防災会が地域の実情に応じた避難訓練及び防災研修会を企画し、自身の避難場所や避難経路確保などの避難行動の習熟が図られています。児童生徒も町防災訓練において災害対応業務の一端を担うことにより災害等発生時における自助・共助のあり方を学ぶ防災学習を実施しており、小学校の総合教育においては、町内防災拠点施設や「旧中浜小学校」の見学等を実施し、防災教育の充実が図られています。また、町民一人ひとりの防災に対する関心が高まっている中で、避難行動要支援者台帳を作成し、災害弱者に対する支援策にも引き続き取り組んでいく必要があります。
- ◆ 東日本大震災の教訓を後世に伝承し、防災意識の高揚を図るとともに、防災教育を継続して実施する必要があります。また、救急医療、消防については、引き続き広域的な連携を継続していくとともに、身近な緊急的な対応については、自ら主体的な行動をとれるよう支援する必要があります。

## 【施策の基本方向】

「自助」「共助」「公助※」の理念のもと、地域ぐるみで災害に強いまちづくりを進めます。

## (1) 防災・減災に向けた取り組みの推進

- 津波被災を踏まえ整備したコンパクトシティの安全性や利便性の考え方を町全体で共有することによって、各種災害からの被災リスク軽減を図るまちづくりを進めます。
- 地震や津波、豪雨などによる自然災害から、すべての町民とともに、本町での就業者や来訪者の生命、生活を守るため、県が進めている多重防御対策を促進させるとともに、避難路や排水施設等の基盤整備を進めます。
- 危険なブロック塀の調査と所有者への通知を進め、除去(撤去)・補強や、避難路への避難誘導標識設置、災害情報伝達システムや**災害時に必要となる**備蓄品の充実など、被災時・被災後の避難支援の充実に図ります。



- 県や亘理土地改良区等と連携しながら、既存施設の日常管理や河川及び排水路の浚渫等の維持管理を適正に行うことで防災・減災に努めます。
- 県管理の砂防施設の適正な維持管理と坂元川河川整備区間の延伸を働きかけ、大雨時による山間部から平地部にかけての丘通り地区の排水路の脆弱性を解消していきます。

## **(2) 防災教育の充実**

- 総合防災訓練で小・中学校児童生徒と町民が一体となった訓練を計画し、小中学生の参加の機会の確保に努めます。
- 「つばめの杜ひだまりホール」と「ふるさとおもだか館」において、災害時の拠点としての機能を充実させつつ、平常時は研修・教育の場としての活用を図ります。
- 県南唯一の震災遺構となる旧中浜小学校を活用し、震災の脅威を伝承するとともに、防災教育の充実を図ります。

## **(3) 「自助」「共助」「公助」による対策の充実**

- 津波避難文化の定着と公助が機能するまでの自助及び共助に主眼置いた総合防災訓練を継続実施し、防災・減災意識の高揚を図ります。
- 防災に関する広報・啓発活動や、防災ハザードマップの作成など、町民一人ひとりの防災意識の向上を図ります。
- 地域の自主防災組織の育成、消防団活動の充実など地域と行政が連携した対策を進めます。

## **(4) 地域防災力の向上**

- 自主防災組織の自主的な活動を支援し、育成を図ります。
- 防災に強いまちづくりを推進するため、地域人材(防災士、宮城県防災指導員)の活用について検討し、育成を図ります。

## **(5) 消防・救急体制の充実**

- 亘理地区行政事務組合による消防・救急の設備及び体制の充実に取り組みます。
- 町内の医療施設、広域の医療機関との連携による救急業務の高度化、救急体制の充実を図ります。
- 応急手当に関する啓発活動、自動体外式除細動器(AED)を活用した救命技術や知識の普及・啓発など、官民連携の取り組みの充実を図ります。

**【現状と課題】**

- ◆ 町内の犯罪は減少傾向にはありますが、安全で安心な生活環境形成に向けて、関係機関と連携した地域ぐるみの防犯体制強化を図る必要があります。
- ◆ 全国的に児童生徒が被害者となる凶悪犯罪の増加、インターネットや電話を使った顔の见えない犯罪の増加、犯罪の低年齢化、広域化が進む中、子どもや高齢者を犯罪から守る取り組みを強化する必要があります。
- ◆ 高齢者、子どもを狙った犯罪が増えており、手口が複雑化、巧妙化していることから、関係機関・団体とのより一層の連携・情報共有を図るとともに、発生抑制に努める必要があります。

**【施策の基本方向】**

子どもから高齢者まで誰もが安全に安心して暮らせる、犯罪のない明るいまちづくりを進めます。

**(1) 防犯体制の充実**

- 警察や防犯協会等の関係機関・団体との連携による、家庭・学校・地域が一体となった防犯意識の高揚、犯罪の未然防止などに取り組めます。
- 高齢者、子どもを犯罪から守るため、警察や防犯パトロール隊等によるパトロールを実施するとともに、特殊詐欺等の被害を未然に防止するため、広報紙等を用いた情報発信に努めます。

**(2) 防犯設備の充実**

- 防犯灯や防犯カメラ、危険を啓発する掲示板の設置など、犯罪の防止、早期解決につながる設備の充実を図ります。

**【現状と課題】**

- ◆ 町民と関係機関との連携による交通安全運動などに取り組んできた結果、平成30年10月「交通死亡事故ゼロ1000日」を達成しました。引き続き、町内での交通死亡事故が発生しないよう、交通安全マナーの向上など町が一丸となって推進していく必要があります。
- ◆ 高速交通体系の整備等に伴う交通量の増加や、高齢者の増加などにより、子どもや高齢者などが、交通事故に巻き込まれるリスクが高まっています。また、交通事故が多発している交差点や歩道のない通学路もあることから、より一層、交通安全意識の啓発や交通安全施設の充実などが必要です。

**【施策の基本方向】**

交通安全マナーを守り、交通事故のないまちづくりを進めます。

**(1) 交通安全意識の啓発**

- 関係機関・団体との連携による交通安全に関わる行事や広報・啓発活動の充実、保育所・幼稚園、学校、職場、地域社会などあらゆる機会を捉えた交通安全教育の徹底など、交通安全意識の啓発を図ります。
- 高齢者が関係する交通事故の増加が懸念されることから、交通安全教育を推進するとともに、運転免許証の自主返納を推奨など、高齢者が被害者・加害者になるリスクの軽減を図ります。

**(2) 交通安全施設等の整備**

- 高速交通体系の整備等に伴い交通量の増加が見込まれる国道・県道における、交通安全施設の整備充実及び道路環境の整備を要請していきます。
- 町が管理する道路において、歩道やカーブミラーの設置等、交通安全施設の整備を推進します。

**【現状と課題】**

- ◆ 今後の人口減少、少子高齢化などを踏まえて、子どもから高齢者まですべての世代が便利で快適に暮らせるよう、生活に必要な機能が集まったまちづくりを、引き続き進めていく必要があります。
- ◆ 常磐自動車道、JR常磐線を利用しての交通利便性が向上しており、交通結節点としての需要が高まっています。さらなる利便性の向上を目指して、整備・維持に努める必要があります。
- ◆ 公共施設は、定期的に更新、維持保全が必要ですが、財政的な負担が大きいことから、効率的かつ計画的に進める必要があります。また、復興事業に伴う買収地や公共施設の再編に伴う跡地など、遊休地についても積極的な活用が求められます。

**【施策の基本方向】**

利便性が高く暮らしやすいまちづくりを進めます。

**(1) コンパクトなまちづくりの推進**

- ・ 住宅や生活に必要な都市サービス機能の集約化の推進と、都市計画制度等を活用した土地利用誘導を模索し、利便性が高く暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・ 若者からお年寄りまですべての世代が寄り添い便利で快適に暮らせるよう、歩ける範囲に公共施設や買い物施設等を集約し整備した新市街地の、さらなる利便性の向上を図るとともに、町全体でその利便性を享受できるまちづくりを進めます。
- ・ 新市街地を中心に、町内外からの移住者を受け入れるための環境整備を進めます。

**(2) 良好な居住環境の整備の推進**

- ・ 耐震性能の向上や宅地かさ上げなど、民間住宅の防災性が向上するよう支援します。
- ・ 空き家所有者への適切な維持管理を働きかけます。
- ・ 新婚・子育て世代の町営住宅への入居機会の拡大を図るなど、若い世代への支援を充実させ、移住・定住対策に取り組みます。
- ・ 町営住宅においては、耐用年数を超過した住宅の用途廃止等に取り組みながら、適正な維持管理に努め、居住環境の維持保全に努めます。

- 
- 生活に密着した道路の整備等を行い、良好な居住環境の形成に努めます。
- 

### **(3) 安全で利便性の高い道路ネットワークの形成**

- 周辺自治体と連携し、常磐自動車道「山元 I C」以南の4車線化早期事業化に向けて働きかけていきます。
  - 幹線道路等については、国や県と連携しながら計画的な整備、保全に取り組み、体系的な道路ネットワークの形成を図ります。
  - 通学路等については、児童生徒・歩行者の安全に配慮した整備を進めます。
  - 新市街地と既存市街地※を結ぶ道路網を整備することにより、新市街地の利便性の波及と民間活力の誘導等による市街地の拡大を図ります。
- 

### **(4) 公共施設の計画的な維持保全の推進**

- 道路や橋梁、河川などの公共施設については、公共施設長寿命化計画に基づき、計画的な更新、維持修繕を進めます。
  - 道路や公園などの維持管理については、町民との協働による取り組みを推進します。
  - 公共施設については、民間活力の活用を図りながら維持管理を行います。
- 

### **(5) 遊休地等の利活用の推進**

- 復興事業に伴う買収地、公共施設の移転や統廃合に伴う遊休地、遊休施設については、地域住民の利便性の向上、地域の活性化に寄与する活用を進めます。
-



**【現状と課題】**

- ◆ 公共交通はJR常磐線のほか、地域公共交通網形成計画に基づき、定時定路線バスとなる町民バスや、デマンド型乗合タクシーを身近な交通手段の一つとして運行しています。新駅や新市街地、学校や医療機関等をめぐる交通ネットワークを形成していますが、今後は運行の適正化を図るため、ニーズと利用状況に注視し、継続的な運行のためにさらなる検討が必要となります。

**【施策の基本方向】**

町民のニーズに対応した公共交通が充実したまちづくりを進めます。

**(1) 身近な公共交通手段の維持**

- 町民の生活を支える身近な交通手段である公共交通の利便性の向上を図ります。
- 駅や医療機関、学校を中心とした公共交通網の整備を促進します。
- JR常磐線が、通勤・通学など仙台圏と結ばれる重要な交通手段であることから、より利便性の高いダイヤ運行の実施等をJRに対し働きかけます。
- 新市街地と既存集落を有機的に繋ぐ交通ネットワークの構築を図り、新市街地の利便性を町全体が享受できるまちづくりを進めます。

**(2) 公共交通の再編等の推進**

- 学校等の公共施設の統廃合や新設に併せて、スクールバスや定時定路線バス等のバス路線の再編を検討します。

**【現状と課題】**

- ◆ 上下水道は、震災による施設等の復旧・復興のための莫大な資金投資や給水人口等の減少により、厳しい経営を強いられている状況ですが、新市街地、いちご団地等の整備や宮城病院の町水道及び公共下水道の接続により給水収益等が増加傾向に転じ、さらに、包括的民間委託の取組みによるコスト削減効果や県の広域水道料金改定等から、安定した経営ができる見込みです。
- ◆ 今後は、人口減少に伴う水需要の減少が見込まれ、更には、老朽化した施設等が数多く更新時期を迎え、更新費用の資金確保が必要となることから、経営の基盤強化を図ることが急務となります。また、長寿命化対策等を計画的に実施し、持続可能な上下水道の経営に取り組む必要があります。

**【施策の基本方向】**

安全で安心な水の供給と、公共用水域の水質や生活環境を持続的に保全するまちづくりを進めます。

**(1) 上水道施設の適切な管理**

- 安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設等の長寿命化及び耐震化事業を計画的に取り組んでいきます。
- 沿岸部の土地利用計画により、住民の居住分布が変化したことから、配水系統の見直し等を行います。

**(2) 下水道施設等の整備の推進**

- スtockマネジメント※に基づく長寿命化及び更新事業により、事業の平準化を行い計画的な施設整備を行います。
- 下水道の供用開始後、一定期間が経過しても、下水道へ接続しない方へ下水接続を働きかけるとともに、下水道処理区域外においては、浄化槽による汚水処理を推進します。

## 第5章

# 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます

### 【施策体系】

質の高い持続可能な  
まちづくりに取り組みます

#### 分野

- 1 環境保全
- 2 廃棄物・循環型社会
- 3 地域コミュニティ・協働
- 4 行財政運営

| 目標指標                    | 現状値（2018 年） | 中間値（2023 年） | 目標値（2028 年） |
|-------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 一人 1 日あたり<br>のごみ排出量     | 914g        | 800g        | 700g        |
| リサイクル率                  | 22.8%       | 27.5%       | 30.0%       |
| 審議会等への女<br>性委員の登用割<br>合 | 27.3%       | 28.5%       | 30.0%       |
| 町税収納率                   | 97.2%       | 97.6%       | 98.0%       |

## 【現状と課題】

- ◆ 本町西部の丘陵地は身近な自然と歴史的環境が一体になり、県の「深山緑地環境保全地域」に指定されています。また、東部の沿岸部は「仙台湾海浜県自然環境保全地域」に指定され、本町ならではの自然環境が育まれています。今後もこれらの自然環境を守るため、これまでも取り組んできた里山保全対策や、環境保全対策等を継続することが必要です。
- ◆ 水源涵養、災害防止等の公益的機能を発揮させるため、持続的な森林の保全・育成の推進を図っていく必要があり、本町の魅力ある自然環境の保全に対する町民の意識の高揚を図ることが重要です。また、今後は魅力ある自然環境の維持や公害防止対策に努めながら、町民がこれらに親しみ、郷土愛の醸成につながるよう、積極的に自然を活用することも課題です。
- ◆ 現在、宮城県主体による、町内沿岸部への風力発電施設の整備に向けた検討が進められているほか、町内においても、将来的な自然エネルギーの確保や、地球温暖化対策についての検討が進められている状況にあります。本町の気候条件を生かした省エネルギーや再生可能エネルギー設備の積極的な導入を進めながら、環境に配慮した自然エネルギーを活用したまちづくりに取り組むことが求められます。
- ◆ 本町の景観は、丘陵地や海浜地といった自然景観のみならず、農業地域ののどかな田園景観や、新たに形成された新市街地景観、本町を縦貫するストロベリーラインやアップルラインの沿道景観など、様々な景観要素で構成されますが、近年、土砂採掘による山林景観の損失が見られるほか、用途変更による市街地景観の変化などが危惧されます。本町ならではの景観を保全・継承するために、丘陵地や海浜地などの自然景観の保全に向けて、新たに形成された市街地における良好な景観の形成・誘導が課題です。

## 【施策の基本方向】

本町の貴重な宝である自然環境を次代へ継承するとともに、環境負荷の少ない自然環境を活用したまちづくりを進めます。

## (1) 環境保全意識の高揚

- ・ 町民の環境意識の高揚に向け、環境保全に関する情報提供及び啓発活動に積極的に取り組みます。

## (2) 森林の計画的な保全・整備・活用の推進

- ・ 将来にわたって持続的な森林活用を図るための、間伐や造林を行うなど、計画的に森林の保全・整備・活用を進めます。

- ナラ枯れ※の拡大防止や、野生鳥獣による森林被害等の防止対策を行います。
- 海岸林について、保全のみならず、地域住民による維持管理や、交流人口拡大を図るための活用等を検討します。
- 土砂採掘後の山林保全に向け、許認可者の県と連携し、事業者へ緑化・植栽等法面保護対策の早期実施を促します。

### (3) 土地の保全と利用推進

- 高齢化による耕作放棄地、里山の過少利用に対応するため、町民・事業者・行政の協働により、暮らしに関わりのある里山や農地、河川や海岸周辺の環境を保全する取り組みを進めます。

### (4) 環境保全活動への町民参加の促進

- 森林の保全活動や、里山の保全に関する調査への参加等、町民の自主的な取り組みを促進します。併せて環境ボランティアの育成・支援に努めます。

### (5) 公害等環境問題への対策

- 河川の水質汚濁をはじめ、土壌汚染や悪臭などの問題に対して調査を継続して実施します。
- 関係機関と連携を図り、適切に対応するとともに、事業者等との協力のもと未然防止に努めます。

### (6) 再生可能エネルギーの普及推進

- 低炭素社会の構築に向け、クリーンエネルギー基地を積極的に誘致するなど、土地の有効活用と自然エネルギーの活用を推進します。
- 家庭や事業所への再生可能エネルギー導入促進のため、太陽光発電や蓄電池の導入等、本町の特性に配慮した自然エネルギーの普及・促進及び情報提供等を行います。
- 太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマスなどの再生可能エネルギーに関する情報を提供し、普及や適正な導入に関する啓発を推進します。

### (7) 省エネルギー化の推進

- 事業所にける冷暖房温度適正化を図り、クールビズ・ウォームビズなど省エネルギーへの取り組みについて啓発します。
- 公共施設のエネルギー使用量の把握や、省エネルギー行動を推進し、「エネルギーの使用等に関する法律(省エネ法)」に基づく削減義務の達成を目指します。



#### (8) 景観づくり

- 土地使用のルール化を図り、良好な景観の形成・誘導を図ります。
  - 不在地主への土地の適正な維持管理を促すなど、良好な景観形成に努めます。
  - 四季折々の草花による景観づくりを推進します。
-

## 【現状と課題】

- ◆ 本町における廃棄物処理については、「ごみの出し方・分け方」などの周知、パンフレットの全戸配布を行い、ごみの減量化、リサイクル化を推進してきました。また、環境美化活動については、毎年実施している町内一斉清掃や、各行政区による自主的な清掃活動、サーファー等による海岸清掃など、様々な取り組みが実施されています。しかし、町内至る場所へのごみのポイ捨ての他、近年、被災した沿岸部への建設資材等の不法投棄が増加していることから、環境美化意識の高揚及び不法投棄に対する対策が急務となっています。町民一人ひとりが環境への意識を高め、環境に配慮し行動することが重要であり、地域で力を合わせて環境美化に取り組む必要があります。
- ◆ 循環型社会を目指すために、リサイクル運動や生ごみの処理に対する支援を行い、リサイクルに対する意識は徐々に向上しつつありますが、町民一人にかかる1日あたりのごみの排出量は依然として減少には至っておらず、引き続き、リサイクルや生ごみの資源化などの意識啓発が課題です。
- ◆ リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の3Rの推進に加えて、リフューズ(いらないものを断る)やリペア(修理)のR型の運動の考えを新たに追加し、より身近なところから、ごみの削減意識の向上を図る取り組みを推進することも大切です。そのほか、食品ロス削減や健康な身体づくりの視点から、生ごみの削減・処理の取り組みについても推進が必要です。

## 【施策の基本方向】

町民が協力してごみの発生抑制と再資源化に取り組むまちづくりを進めます。

## (1) 環境衛生や美化活動の推進

- 美しいまちを次代へ引き継ぐため、町民一人ひとりが環境への意識や関心を高め、郷土を愛し、きれいな町をつくります。
- 町民や自治会、各種団体と協働し、清掃活動など環境美化活動に取り組めます。

## (2) ごみの不法投棄の防止

- 町民及び関係機関と連携し、不法投棄されやすい場所等の環境整備(清掃・除草など)を実施し、不法投棄の防止に努めるとともに、監視体制の強化に取り組めます。

### (3) 3R+R型運動の促進

- 家庭や事業所におけるごみ(食品ロス含む)の削減を目指した取り組みを進めます。
  - ごみの分別の徹底や、処理・処分体制、リサイクル体制の充実を図ります。
  - 広報・啓発活動等を通じ、町民や事業者の自主的な3R+R運動を促進し、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換を推進します。
-

## 【現状と課題】

- ◆ 震災後、集団移転先となる新市街地が整備されるなど、多くの住民が住まいを移しました。その過程で、住民同士で、新市街地の土地利用や町並み、コミュニティ形成などを話し合う場面が数多く設けられ、町民一人ひとりのまちづくりに対する意識が高まっています。震災を機に、互いを思いやり、支え合う町民の気風が再確認されました。後世へと受け継ぎ、コミュニティを維持するための意識を醸成することが大切です。
- ◆ コンパクトシティの形成に向け各種事業を展開していますが、町全体で、若者を中心とした人口減少が進行し、従来のコミュニティの維持が困難となっています。自立したコミュニティを維持し、持続可能な地域づくりを行うための担い手の育成・確保、及び地域づくり活動への支援が必要となっています。
- ◆ 協働のまちづくりに向けて、従来の行政区単位の活動のほか、住民活動の掘り起しと適切な支援・連携の方策を検討、地域コミュニティ活動のための集会所施設整備等を実施し、地域活動の一助となるよう支援してきました。また、被災行政区の集会所建設・備品整備・コミュニティ活動再構築事業などの補助を実施してきました。地域の課題解決に向け、地域活性化に対する意識改革や地域づくりの担い手となる人材の育成が必要です。
- ◆ 町からの情報発信は、震災復興の過程で情報量が膨大となり、文字数が多くなるなど、読みやすいとはいえず、分かりやすさが求められています。また、町民のニーズを的確に把握するため、引き続き広聴の機会確保が必要です。
- ◆ 男女共同参画社会の推進に向け、機会を捉えて委員会等の委員への女性登用を呼びかけるなどしてきました。引き続き、まちづくりへの参画を積極的に行えるよう、町民全体の意識付け、機運醸成が必要です。
- ◆ 本町では、毎月1回、人権擁護相談員による人権相談を実施しているほか、専門的な知識を要する相談員が、各種相談に対応しています。人権に関する相談件数が少ないことから、更なる周知の徹底や、相談しやすい体制の構築、人権擁護相談員の養成に取り組むなど、問題の早期解決を図ることが重要です。
- ◆ 社会のグローバル化や外国人労働者受入に対する法律の改正によって流入外国人が増加の傾向にあり、今後は、多文化理解のための整備が必要となっています。

## 【施策の基本方向】

互いに支え合う町民の気風を大切にし、山元町に関わる人々が行政との協力のものと、一人ひとりが自分らしく暮らせるまちづくりを進めます。

#### **(1) 新たなまちの構造に応じた活動の維持**

- 新市街地や既存市街地、田園地域・中山間地域におけるコミュニティを維持するために、各団体の諸活動の情報を共有し、融和を図るとともにコミュニティの重要性を再認識するための広報・啓発活動を行います。
- 行事等の地域活動における、ボランティア活動、研修会等への参加を促すとともに、地域づくりの担い手の確保に努めます。

#### **(2) コミュニティ活動の支援**

- まちづくり協議会など、地域単位で活動する団体等の主体的な活動を支援するとともに、地域の自治会活動を一層自律的なものとするために相談体制の確保・充実を図ります。

#### **(3) みんなが安心して暮らせる地域形成**

- 誰しものが安心して地域に溶け込めるサポート、既存コミュニティと個別世帯と地域の融和のための取り組みへの支援を行い、地域住民が安心して暮らせる地域の形成を図ります。
- 多文化共生社会の実現に向け、行政・生活情報の多言語化、相談体制を整備します。

#### **(4) 住民参画の推進**

- 町民の主体的なまちづくり活動を支援し、若者や女性もまちづくりに参加しやすい体制を整備し、町民全体が地域づくり活動へ参画する機会を確保します。

#### **(5) 広報・広聴活動の充実**

- 広報紙やホームページ等の内容充実を図り、町民に分かりやすい行政情報を積極的に提供します。あわせて町民との対話の機会を確保するなど、広聴活動に取り組みます。

#### **(6) 男女共同参画の社会づくり**

- 男女共同参画の意識高揚を図るため、広報・啓発活動に努め、学校教育、生涯学習活動等を通じて、男女共同参画の社会づくりを目指します。また、町民の様々な悩みに応えるため、関係機関と連携しながら、相談・援護体制の充実を図ります。
- 男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発等を行い、男女平等を目指します。
- 子育て支援や在宅介護支援の充実等、女性が社会参加しやすい環境の整備を実施し、審議会等への女性の積極的な登用を図り、女性の

---

社会参画を促します。

- 性別や年齢、障がい等の偏見にとらわれず、すべての人が活躍できる意識の形成に努めます。
- 

#### **(7) 人権教育・啓発推進体制の充実**

- いじめや体罰、虐待といった子どもをめぐる人権問題の解決を目的とした「子ども人権110番」の普及・啓発に取り組みます。
  - 人権擁護活動推進のため、関係機関と連携を図りながら、人権擁護相談員の養成(人権教育)や、毎月実施している相談業務について、継続的に取り組みます。
-



## 【現状と課題】

- ◆ 膨大な復旧・復興関連事業を最優先に、限られた人員の中で震災復興計画に掲げる諸施策を総合的かつ着実に実行し、常に行政コストを意識し、将来を見据えたまちづくりを推進してきました。また、震災後、27%もの急激な人口減少の中にあつて、平成30年度の町税収入は震災前とほぼ同水準まで回復しています。しかしながら、今後も続く人口減少の中にあつては、より効率的かつ健全で持続可能な行財政運営を進める必要があります。また、復興関連事業等により災害公営住宅をはじめ、多くの公共施設等の整備を図ってきましたが、一方で維持管理経費が増大している状況です。さらに、超高齢社会に伴う社会保障関係費用の増大により、財政構造の硬直化が進むことが懸念されています。
- ◆ 財政分野では、健全財政を維持するため、各年度における財源を確認するとともに、過度な財政負担とならないよう、中期財政見通しを作成しました。これに基づき、財政調整基金残高のうち、町の裁量で自由に使えるお金(真水相当分)の推計、新たな行政需要や、今後予定している大玉事業等を最大限見込むことにより、より実態に即した推計になるよう、適宜見直しを行ってきました。
- ◆ 今後は、国の動向等も見据えながら、本計画をベースとした、中長期的な財政見通しを策定する必要があります。また、将来にわたり持続可能な財政運営を行うに当たっては、公共施設の維持管理をどうマネジメントするかが肝要となることから、公共施設等総合管理計画に基づく、長寿命化計画等の策定に積極的に取り組み、必要な財源を確保しつつ計画的に進める必要があります。
- ◆ 人事分野では、職員の人材育成を目的とした人事評価制度を導入するとともに、震災からの復興の進捗に合わせて組織体制の改編を行ってきました。人事評価制度の定着や社会情勢の変化等に柔軟に対応できる組織体制の構築に加え、職員の心身の健康を保ち安心して働くことができる職場環境の整備が必要です。

## 【施策の基本方向】

行財政需要の適切な見通しの下、計画的な財政運営を進めます。

## (1) 財政基盤の確保・強化

- 限られた財源を効率的・効果的に活用するため、財政支出の合理化を図ります。
- 将来の財源の適正な利用を目指し、町民の快適かつ効率的なコンパクトなまちづくりを推進します。
- 町税などの自主財源の適正な賦課・徴収に努め、受益者負担の原則に基づき使用料・手数料を必要に応じて見直しするとともに、ふるさと納税制度を活用した寄付を引き続き募集していきます。

## **(2) 財政運営の健全化**

- 財政状況の分析を継続して実施し、事業効果や費用対効果、重要性和緊急性等を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、中期財政見通し等に基づく健全な財政運営に努めます。
- 公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化計画等の策定に積極的に取り組み、公共施設のマネジメントを計画的に実施するとともに、町が所有する不要な財産を処分するなど、適正な財政運営に取り組みます。

## **(3) 行財政改革の推進**

- 限られた人員や財源の中で、簡素で効率的・効果的な行政運営を目指すとともに、行政サービスの向上を図るため、事務事業の見直しや補助金等の見直し、行政事務の民間委託や指定管理者制度の活用を推進し、職員定員の適正化を図ります。

## **(4) 広域行政の推進**

- 効率的な行政運営及び広域的な行政課題の解決に向け、県及び周辺自治体と連携し、広域行政を推進します。

## **(5) 職員の人材育成**

- 人材育成を目的とした人事評価や職員研修を実施することで、時代の変化や住民ニーズに柔軟に対応できる職員を育成します。

## **(6) 職員が能力を発揮できる職場環境の整備**

- 職員が心身の健康を保つための健康診断やストレスチェック等を継続して実施します。また、働き方を見直しながら、職員が能力を十分に発揮できるよう職場環境の整備を進めます。

## **(7) 組織体制の整備・充実**

- 新たな行政課題に柔軟に対応できる組織機構の点検と見直しを進めるとともに、増大する事務事業には部署間の横断的な連携強化を図ります。

# 資 料

## 資料— 1 第 6 次山元町総合計画と SDGs について

第 6 次山元町総合計画では、2015 年に国連が開催した「国連持続可能な開発サミット」にて、今後の世界の国々が取り組むべき目標として、全会一致で採択された、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を取り入れており、基本計画に対し、以下のような目標を掲げています。

### SDGs(持続可能な開発目標)とは？

国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする 17 の項目を設定したものです。

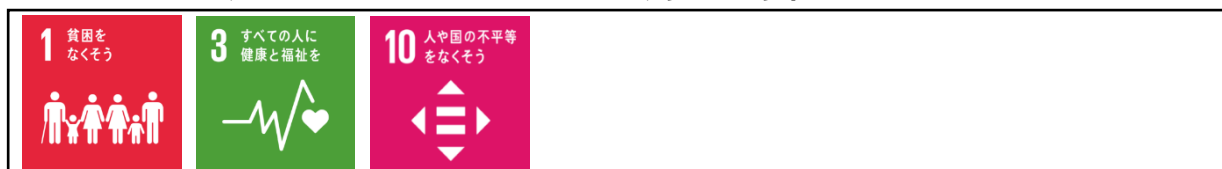
特徴①: 経済・環境・産業や人権などの、世界で起こるあらゆる問題の解決を目指した幅広い分野の目標を掲げています。

特徴②: 「誰一人取り残さない」をスローガンとし、先進国・途上国の絶対的・相対的問題の解決を目指し、政府・企業・NGO など、全ての関係者が目標に取り組むことを重視しています。



すべての人たちのために、すべての人が取り組むべき目標として、本町では SDGs を参考とした、より良いまちづくりを目指します。

### 1 健やかなくらしをともに支えるまちづくりに取り組みます



### 2 地域の資源を生かした産業の振興と活力あふれるまちづくりに取り組みます



### 3 のびのびと学び、夢と志を育むまちづくりに取り組みます



### 4 快適な生活を支える、安全・安心なまちづくりに取り組みます



### 5 質の高い持続可能なまちづくりに取り組みます



## 資料－２ 用語集

### 【あ】

|                  |                                                                                                                           |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| IoT<br>(アイオーティー) | モノのインターネット (Internet of Things) の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。 |
| ICT<br>(アイシーティー) | Information and Communications Technology (情報通信技術) の略。コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。                        |

### 【い】

|        |                                                                                              |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| インバウンド | 元々は「外から中に入る」という意味を持つが、近年は日本を訪れる外国人観光客のこと、または、その誘客の取組を指す。                                     |
| インフラ   | インフラストラクチャーの略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、および学校・病院・公園などの公共の福祉にかかわる施設が該当する。 |

### 【え】

|                    |                                                                                                                                                                          |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| SDGs<br>(エスディージーズ) | 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略。先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つのバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標。貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、すべての人が豊かさを追求しながら地球環境を守る社会を目標にしている。 |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 【か】

|                   |                                                                                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 過疎地域              | 人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域。                                                                                                                             |
| 過疎地域自立促進<br>特別措置法 | この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。 |
| 環境衛生              | 健康生活維持のため環境の保全・改善をはかること。                                                                                                                                                     |
| 観光客入込数            | 日常生活圏以外の場所へ旅行し、そこでの滞在が報酬を得ることを目的としない、観光地点及び行祭事・イベントを訪れた者の総数。                                                                                                                 |

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 幹線道路 | 全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路。 |
|------|------------------------------------------|

## 【き】

|          |                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 既存市街地    | 本町において山元都市計画マスタープランにおいて示す家屋、商業施設や商店・商店街が密集した土地、区域のこと。              |
| 既存集落     | 本町における新市街地以外の人が集まって暮らしている場所のこと。                                    |
| (国土) 強靱化 | どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。 |
| 協働       | 同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。                                         |

## 【く】

|                          |                                                                                          |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| クリーンエネルギー<br>(再生可能エネルギー) | 太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなど、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源。 |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|

## 【け】

|        |                                                                                                          |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 経常収支比率 | 地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当されたものが占める割合。 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 【こ】

|                    |                                                                                       |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 高規格道路<br>(高規格幹線道路) | 高速自動車国道および一般国道の自動車専用道路。                                                               |
| 合計特殊出生率            | 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。                                                           |
| 耕作放棄地              | 農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する意思のない土地。 |
| 公助                 | 公的機関が援助すること。特に、個人や地域社会では解決できない問題について、国や自治体が支援を行うこと。                                   |
| 交通弱者               | 自動車中心の社会で、交通や移動について弱い立場にある高齢者・子供・障害者など。                                               |
| 高付加価値化<br>(付加価値化)  | ある商品やサービスなどに付け加えられた、他にはない独自の価値を付けること。                                                 |



|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交流人口   | <p>その地域に居住する「定住人口」に対し、何らかの目的でその地域を訪れる人を示す概念のことであり、訪問の目的は、観光のほか、通勤・通学、ショッピング、レジャー、スポーツ、アミューズメントなど幅広く特定の目的に限定されないとされている。</p> <p>「交流人口」の拡大が地域活性化の手段とされる理由として、少子高齢化が一段と進み、全国的に人口減少社会が進展する中、「定住人口」の増加は困難であることから、「交流人口」を拡大させることで、「定住人口」に相当する「経済効果」を獲得し、地域活力の維持・活性化を図る考え方が広まっていることが挙げられる。</p> |
| 国土利用計画 | <p>自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的としているもの。</p>                                                                                                                                                                                |
| 心の復興   | <p>復興の進展に伴い、復興公営住宅等への移転後のコミュニティ形成、被災された方々の心のケア、生活再建など、取り巻く環境・課題は多様化している。その中で、被災された方々が安定した生活を営むことができるよう、「生きがい」をつくること。</p>                                                                                                                                                               |
| コミュニティ | <p>人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |

## 【さ】

|       |                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| 財政力指数 | <p>地方公共団体の財政力を示す指数。基準財政収入額（標準的な地方税収）を基準財政需要額（行政事務の必要経費）で割った数値の過去3年間の平均値。</p> |
|-------|------------------------------------------------------------------------------|

## 【し】

|                    |                                                                                    |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 資源管理型漁業            | <p>平成13年6月の「水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展」を基本理念とした水産基本法制定に基づき、漁業者が水産資源の適切な保存及び管理を行うこと。</p> |
| 資源循環型社会<br>（循環型社会） | <p>廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。</p>   |
| 自主財源               | <p>地方公共団体が自主的に調達できる財源。地方税・手数料・使用料・財産収入・寄付金など。</p>                                  |
| 自主防災組織             | <p>「自らの生命、自らのまちは自ら守る」という連帯感に基づき、日頃から地域の人々が一緒になって防災活動に取り組む組織である。</p>                |
| 自助・共助              | <p>自助：他の力に依存せず、独力で事をなすこと。共助：互いに力を合わせて助け合うこと。</p>                                   |

|                   |                                                                                                                                    |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (人口動態の)<br>自然増    | 特定の期間において出生数から死亡数を引いた人口数の増減のこと。                                                                                                    |
| 住民自治              | その地方の行政が、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること。団体自治とならぶ地方自治の基本。                                                                                |
| 就労移行支援事業          | 障害者自立支援法に定められた就労支援事業の一つ。企業などへの一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて適性にあった職場への就労が見込まれる 65 歳未満の人に対して、事業所内での作業訓練や、企業等での職場実習、就職後の職場定着支援などを行う。 |
| (人口動態の)<br>社会減    | ある地域の他地域からの転入、あるいは他地域への転出による人口数の増減のこと。                                                                                             |
| 社会保障              | 国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの。                                                                  |
| 人工知能<br>(AI、エーアイ) | Artificial Intelligence の略。知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。                                                                        |
| 震災遺構              | 大規模な地震による被害の大きさ、悲惨さ、教訓などを後世に伝える残存物。                                                                                                |
| 新市街地              | 本町における復興まちづくりにより新たに整備した 3 つの市街地のこと。新山下駅周辺地区（現在のつばめの杜地区）、新坂元駅周辺地区（現在の町東地区）、宮城病院周辺地区（現在の桜塚地区）を示すもの。                                  |

## 【す】

|                       |                                                                                                 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水源涵養<br>(かんよう)        | 森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能も持つ。       |
| ストック<br>マネジメント        | 持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。          |
| スマート IC<br>(インターチェンジ) | 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置され、通行可能な車両（料金の支払い方法）を ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジ。 |
| 3R                    | リデュース：物を大切に使い、ごみを減らすこと。リユース：使える物は、繰り返し使うこと。リサイクル：ごみを資源として再び利用すること。                              |

【せ】

|        |                                           |
|--------|-------------------------------------------|
| 生活習慣病  | 食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。 |
| 生産年齢人口 | 生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。              |
| 戦略作物   | 飼料用米、麦、大豆など。                              |

【た】

|        |                                                                                                |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 多重防御対策 | ハード・ソフト施策を組み合わせた災害に対する防御体制のこと。その中でも、嵩上げ道路などのことを多重防御施設という。                                      |
| 多面的機能  | 農地の持つ多面的機能の場合は、農地としての農産物栽培だけではなく、生産活動を通じて洪水や土砂崩壊の防止、自然環境保全、安らぎ空間の提供などの、本来の機能のほかに様々な機能を持つことを指す。 |

【ち】

|                       |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域医療                  | 地域住民の健康維持・増進を目的として、医療機関が主導し、地域の行政機関・住民・企業などが連携して取り組む総合的な医療活動。                                                                                                                                                       |
| 地域包括ケアシステム            | 認知症高齢者の増加が見込まれる日本において、地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最後まで継続できるよう、各市町村の地方行政単位で地域別に異なる高齢者のニーズと医療・介護の実情を正確に把握し、豊かな老後生活に向けて、住民や医療・介護施設などと連携・協議し、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する。 |
| 地方分権改革                | 住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革。                                                                                                                                               |
| (山元町) 中小企業振興資金保証料補給事業 | 中小企業振興資金融資規則の定めるところにより、町を経由して信用保証の申し込みをしたもののうち、保証付債務者が支払うべき信用保証料の全額を、この契約に従い補給金として保証協会に支払うもの。                                                                                                                       |
| (山元町) 中小企業振興資金融資制度    | 町内に居住する中小企業者に対し、融資斡旋とあわせて助成を行うことにより、中小企業者の金融の円滑化を図り、経営の合理化と健全な発展に資することを目的とした制度。                                                                                                                                     |
| (山元町) 中小企業振興資金利子補給事業  | 中小企業者の経営の安定と中小企業の振興を図るため、振興資金を借り入れた場合に利子の一部を補給する制度。                                                                                                                                                                 |
| 町民協働                  | 町民が協力して働くこと。                                                                                                                                                                                                        |

【つ】

|           |                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------|
| 津波ハザードマップ | 津波による被害が想定される区域とその程度を地図に示し、必要に応じて避難場所・避難経路等の防災関連情報を加えたもの。 |
|-----------|-----------------------------------------------------------|

【て】

|      |                                        |
|------|----------------------------------------|
| 転作作物 | 米から小麦、大豆、野菜、飼料作物などの米以外の作物に切りかえて生産する作物。 |
|------|----------------------------------------|

【と】

|          |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------|
| 土地利用の整序化 | 点在する土地を同種の利用目的や地目毎に集積し、効率的かつ効果的な秩序ある土地利用の促進を図ること。 |
|----------|---------------------------------------------------|

|         |                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トライアル就業 | 「復興・創生」という新たなステージを迎えた岩手・宮城・福島の3県の受入企業と「そのまちに住みたい・働きたい」という人をつなぐマッチングプログラム。求職者は面接時の交通費やトライアル就業決定時の引越し費用の補助等の支援を受けられる。 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【な】

|      |                                               |
|------|-----------------------------------------------|
| ナラ枯れ | カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損すること。 |
|------|-----------------------------------------------|

【に】

|       |                                                                                       |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定農業者 | 農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者。 |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------|

【ね】

|            |                |
|------------|----------------|
| ネイティブスピーカー | その言語を母語とする話し手。 |
|------------|----------------|

|      |                                                                                                                                 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ネウボラ | フィンランド語で「アドバイスの場所」を意味し、かかりつけ保健師が中心となり、産前・産後・子育てを切れ目なく支援する制度。ネウボラを参考に、子育て世代包括支援センターには常に助産師や保健師等の専門職員を配置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【の】

|          |                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 農地中間管理機構 | 「信頼できる農地の中間的受け皿」。リタイアするので農地を貸したいとき、利用権を交換して分散した農地をまとめたいとき、新規就農するので農地を借りたいときなどに活用できる。 |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|

【は】

|       |                                                                    |
|-------|--------------------------------------------------------------------|
| 働き方改革 | 働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすること。 |
|-------|--------------------------------------------------------------------|

【ひ】

|        |                                                                                                                                                  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ビッグデータ | 一般的には「3つのV」で、その特徴を説明されることが多く、具体的には、「Volume（多量性）」、「Variety（多様性）」、「Velocity（流動性）」の特徴を持ったデータのことを指します。多量性はデータの総量、多様性はデータの種類、流動性はデータが生成されるスピードを示している。 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【ほ】

|      |                                                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災教育 | 命を守ることを学ぶこと。①「災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断の下に、自らの安全を確保するための行動ができるようにする」、②「災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする」、③「自然災害の発生メカニズムをはじめとして、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的・基本的事項を理解できるようにする」を狙いとしている。 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【め】

|                  |                                                                                     |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| メタボリック<br>シンドローム | 内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・高脂血・高コレステロールの症状のいくつかを複数併せもつ状態。放置すると、糖尿病・動脈硬化・心筋梗塞などを起こす。 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|

【や】

|                 |                                                                                                                                                |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山元町町民憲章         | 「明るく住みよい 和のあるまちをめざして」<br>・郷土を愛し、きれいな町をつくります。<br>・生きがいのある、あたたかい町をつくります。<br>・教養を深め、文化のかおり高い町をつくります。<br>・健康で楽しく働ける町をつくります。<br>・みんなの力でゆたかな町をつくります。 |
| 山元の子ども<br>3つの約束 | 町内全ての児童生徒に対して、生活や学習に関する共通の「約束（指導事項）」をつくり、家庭（地域）の理解と協力を得ながら指導することで、将来に向けた学力向上（健全育成）に資することを目的に作成・配布しているもの。                                       |

【ゆ】

|                             |                                                                                                                         |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| UIJ ターン<br>(ユーアイジェー<br>ターン) | U ターン：地方で生まれ育ったものが一度都市で生活し、その後再び地元に移住すること。I ターン：都市で生まれ育った者が地方へ移住すること。J ターン：地方で生まれ育った者が都市に移住し、その後生まれ育った地域でない別の地方に移住すること。 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

【よ】

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 要介護状態 | 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態。 |
|-------|----------------------------------------------------|

【ら】

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| ライフステージ | 人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。 |
| ランドマーク  | その土地の象徴となるような建物や記念碑。                  |

【ろ】

|       |                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 6 次産業 | 農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法。 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|



### 資料－３ 目標指標数値の設定根拠

| 方針  | 番号 | 指標項目                           | 単位  | 現況値     | 現況値の出展                                         | 中間値       | 目標値       | 算定根拠及び伸び率の根拠                                                                                                                                            |
|-----|----|--------------------------------|-----|---------|------------------------------------------------|-----------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方針１ | 1  | 合計特殊出生率<br>※現況値は2008年～2012年の平均 | 単位無 | 1.11    | 宮城県所管データ                                       | 1.19      | 1.22      | 現況値は、国で公表している最新の数値を使用しており、2008年から2012年までの5年間の平均値としている。<br>目標値は基本構想の将来目標人口に用いた合計特殊出生率から単純推計した、1.22とする。中間値は目標値に達するための中間値を採用。<br>単位は国県の統計にも指定がないことから無しとした。 |
| 方針１ | 2  | 3歳児むし歯のない子供の割合                 | %   | 75      | 宮城県所管データ                                       | 80        | 90        | 3歳6か月児健診におけるむし歯の保有率。第2次みやぎ21健康プランの指標(H34)に合わせて最終目標値を設定した。                                                                                               |
| 方針１ | 3  | 特定健診受診率                        | %   | 49.1    | 宮城県所管データ                                       | 55        | 60        | 国から報告される法定報告の数値を引用。現況値はH29年度のもので最終目標は国から出されている市町村国保の目標値を引用                                                                                              |
| 方針１ | 4  | メタボリックシンドローム該当者率該当者及び予備群       | %   | 37.1    | 宮城県所管データ                                       | 30        | 23        | 国から報告される法定報告の数値を引用。現況値はH29年度のもので最終目標は第2次みやぎ21健康プランの県の目標値(H34)を引用                                                                                        |
| 方針１ | 5  | 就労移行支援事業の利用者数                  | 人   | 4       | 宮城県所管データ                                       | 6         | 8         | 「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」において、定めている目標と同一とした。                                                                                                               |
| 方針１ | 6  | 認知症サポーター養成講座受講者数<br>(累計)       | 人   | 733     | 宮城県所管データ                                       | 1,300     | 1,900     | 2006年から町民を対象に随時開催している認知症サポーター養成講座受講者の延べ人数のこと。<br>認知症サポーター養成講座受講延人数120人／年の増加。                                                                            |
| 方針２ | 1  | 農林水産業産出額                       | 千円  | 268     | ○農林水産統計市町村別農業産出額(推計)<br>○宮城県漁業協同組合仙南支所(山元)水揚実績 | 289       | 309       | 中間値・目標値は過去5か年間の収穫増加率等を考慮したもの。                                                                                                                           |
| 方針２ | 2  | 雇用者数                           | 人   | 3,398   | 経済センサス                                         | 3,700     | 3,700     | 現状値は直近の「H28 経済センサス:町内事業所の従業者(雇用者)数(非農林漁業)」を使用。中間値までは現状値に震災後の増加率(2012～2017＝約10%)を用いて算出し、以降は人口減少社会を見据え現状維持を目標とした。                                         |
| 方針２ | 3  | 交流人口数(観光客入込数含)                 | 人   | 550,000 | 町所管データ<br>((仮称)山元町交流人口推計)                      | 1,000,000 | 1,000,000 | 交流人口推計(中間報告)に基づき記載                                                                                                                                      |

| 方針  | 番号 | 指標項目                                      | 単位 | 現況値              | 現況値の進展   | 中間値              | 目標値              | 算定根拠及び伸び率の根拠                                                                                              |
|-----|----|-------------------------------------------|----|------------------|----------|------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方針2 | 4  | 新規転入者数<br>(移住定住支援補助金を受け転入した人数の累計)         | 人  | 640              | 町所管データ   | 990              | 1,230            | 新規転入者数とは、平成 20 年度から移住・定住支援補助金住宅取得奨励事業制度を利用した転入者数の累計。中間地、目標値とも震災後 8 年間の転入者に基づき算出した。                        |
| 方針3 | 1  | 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(小学校6年生、中学校3年生)       | %  | 小 85.2<br>中 72.8 | 町所管データ   | 小 87.0<br>中 75.0 | 小 90.0<br>中 78.0 | 現況値から、中間値は2%、目標値は5%増、若しくは、宮城の将来ビジョン(平成 30 年度版)目標指標で県が目標として定めている率のどちらか高い方を設定した。                            |
| 方針3 | 2  | 「授業の内容がよく分かる」と答えた児童生徒の割合(小学校6年生、中学校3年生)   | %  | 小 77.8<br>中 67.6 | 町所管データ   | 小 80.0<br>中 72.0 | 小 83.0<br>中 76.0 | 現況値から、中間値は2%、目標値は5%増、若しくは、宮城の将来ビジョン(平成 30 年度版)目標指標で県が目標として定めている率のどちらか高い方を設定した。                            |
| 方針3 | 3  | 児童生徒の家庭学習をしている割合(小学6年生60分以上・中学3年生3時間以上/日) | %  | 小 63.1<br>中 9.1  |          | 小 65.0<br>中 11.0 | 小 68.0<br>中 14.0 | 現況値から、中間値は2%、目標値は5%増(宮城の将来ビジョンでは同一時間での目標設定なし)を設定した。                                                       |
| 方針3 | 4  | 町民1人当たりの図書の貸出数                            | 冊  | 0.37             | 町所管データ   | 0.47             | 0.57             | 宮城県では、「県民一人当たりの図書資料貸出数」となっているため、その指標に準拠<br>現況値から宮城県内図書室の平均に徐々に近づけるよう目標を設定した。                              |
| 方針3 | 5  | 町民1人当たり社会教育・社会体育施設の利用回数                   | 回  | 14.8             | 町所管データ   | 16.2             | 17.5             | 町民グラウンドや少年の森の拡張整備を予定しており、今後も利用者数の増加が見込まれる。                                                                |
| 方針4 | 1  | 避難路整備による時間短縮率                             | %  | 5.2              | 町所管データ   | 17.4             | 17.4             | 避難路整備区間において、整備前後の移動時間を想定し、時間短縮率を算出した。なお、整備後の移動速度は 10km/h 上昇するものとした。また、新規区間の整備によって移動距離の短縮も考慮した。            |
| 方針4 | 2  | 人身交通事故発生件数                                | 件  | 38               | 宮城県警察課資料 | 34               | 31               | 現況値から各 10%減                                                                                               |
| 方針4 | 3  | 定時定路線バスの人口当たり利用者数                         | 人  | 1.6              | 町所管データ   | 1.6              | 1.7              | 山元町地域公共交通網計画における(令和 4 年)目標値が 1.6 人となっている。このため、中間値の数字を 1.6 人とした。なお、現状として利用者が微増傾向にあることから、本計画の目標値を 1.7 人とした。 |
| 方針4 | 4  | デマンド型乗合タクシーの人口当たり利用者数                     | 人  | 0.4              | 町所管データ   | 0.6              | 0.7              | 山元町地域公共交通網計画における(令和 4 年)目標値が 0.6 人となっている。このため、中間値の数字を 0.6 人とした。なお、現状として利用者が微増傾向にあることから、本計画の目標値を 0.7 人とした。 |

| 方針  | 番号 | 指標項目            | 単位 | 現況値   | 現況値の展覧                             | 中間値  | 目標値  | 算定根拠及び伸び率の根拠                                                                                                                                                    |
|-----|----|-----------------|----|-------|------------------------------------|------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方針4 | 5  | 汚水処理人口普及率       | %  | 82.8  | 町所管データ                             | 87.8 | 93.0 | 汚水処理人口普及率とは、人口に占める下水道接続者数と浄化槽設置者数の割合のことを指す。<br>今後の本普及率については、今後10年間の人口動向を見据え、また、下水道接続や浄化槽設置基数の現状を踏まえ算出を行った。                                                      |
| 方針5 | 1  | 一人1日あたりのごみ排出量   | g  | 914   | 町所管データ                             | 800  | 700  | 後期行動計画における平成30年度の目標値を700gとしていることや、同規模の近隣自治体においても目標値に近い実績を上げていることから、本計画における目標値を700gとした。                                                                          |
| 方針5 | 2  | リサイクル率          | %  | 22.8  | 町所管データ                             | 27.5 | 30.0 | 後期行動計画における平成30年度の目標値が25.0%であった。現状、一般廃棄物のリサイクル率は目標の9割を達成していることや、平成31年4月からペットボトルの本格的なリサイクル化が実施されたことを踏まえた場合、今後、更なるリサイクルの向上が見込まれることから、本計画における目標値を30%とした。            |
| 方針5 | 3  | 審議会等への女性委員の登用割合 | %  | 27.3  | 平成30年度宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告 | 28.5 | 30.0 | 法律・条令による審議会等(附属機関)【地方自治法第202条の3】における女性委員の登用割合。宮城県男女共同参画基本計画(第3次)の市町村目標値30%を目標値として、現況の維持、登用の増加を図る。中間目標は、目標値の中間の値(1.5%)の増加とした。                                    |
| 方針5 | 4  | 町税収納率           | %  | 97.02 | 町所管データ                             | 97.6 | 98.0 | 平成30年度決算において町税収納率(調定額に対する収納済額の割合)が97.02%(県平均97.53%)、うち現年課税分収納率が99.20%(県平均99.18%)、滞納繰越分収納率が35.48%(県平均31.11%)と県内自治体の平均にあり、これを維持し継続するため本計画の中間目標値を97.6%、目標値を98%とした。 |